

第五十八回国 参議院 文教委員会 會議録 第十一号

昭和四十三年四月二十五日(木曜日) 午前十一時四分開会

委員の異動

四月二十三日

近藤 鶴代君

補欠選任 平島 敏夫君

四月二十四日

北畠 教真君

補欠選任 西田 信一君

平島 敏夫君

近藤 鶴代君

久保 勘一君

井野 碩哉君

四月二十五日

井野 碩哉君

補欠選任 久保 勘一君

出席者は左のとおり。

委員長

中村喜四郎君

理事

理事

楠 正俊君

委員

委員

佐藤 隆君

委員

委員

鈴木 力君

委員

委員

小野 明君

委員

委員

大谷藤之助君

委員

委員

久保 勘一君

委員

委員

鈴木 力君

委員

委員

近藤 鶴代君

委員

委員

内藤三郎君

委員

委員

中野 文門君

委員

委員

吉江 勝保君

国務大臣 柏原 ヤス君

文部大臣 灘尾 弘吉君

政府委員

文部大臣官房長 岩間英太郎君

文部大臣官房会 井内慶次郎君

計課長

文部省初等中等 天城 勲君

教育部長

文部省大学学術 宮地 茂君

局長

文部省管理局長 村山 松雄君

事務局側 渡辺 猛君

常任委員会専門 員

本日(二十五日)の会議に付した案件

○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中村喜四郎君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

昨二十四日、北畠教真君が委員を辞任され、その補欠として西田信一君が選任されました。

○委員長(中村喜四郎君) 国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、質疑を続行いたします。

なお、政府側より灘尾文部大臣、宮地大学学術局長が出席いたしております。

質疑の申し出がありますので、これを許します。小野君。

○小野明君 前回の岡委員の質問の中で、これは予算分科会の鈴木委員の質問にもあったわけでありますが、やはり総括定員法との関係で由に浮いておる二千七百名でありますか、これをどうするかという問題が国立学校にとつてはきわめて重大な関連があると言わざるを得ぬと思つております。この点について文部省のほうでその後検討をされておれば、それにどう対処していくかということについてお伺いをしておきたいと思つております。

○国務大臣(灘尾弘吉君) ただいまのお尋ねでございますが、現在としましては、前回、岡委員にお答え申し上げた程度のお答えしかございませんので、そのようにひとつ御承知お願ひしたいと思います。

○小野明君 そうしますと、大体いつごろをめどにこの善後措置を講じられるか、その辺の含みでもあれば伺つていただきたいと思つております。

○国務大臣(灘尾弘吉君) これもお答えしにくい問題でございますが、私もとしましては、前回も申し上げましたように、全体の定員法が成立をいたすのを願つておるわけでありまして、そのほうが中心になるわけでございますから、いつごろということをいま申し上げるわけにもまいりませんけれども、このままで国会が過ぎてしまつて手がつけられないといふような状態になることはどうしても避けていかなくちやならぬと思つております。そのような心づもりで文部省としてはいろいろ考へておるわけでございます。

○小野明君 そうしますと、大体国会の会期といふのもめどがついておるのでありますけれども、その辺もまだ確たるめどといふものはつけかねるということでございますね。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 総定員に関する法律の成立について政府としても極力国会のほうにお願ひしておるわけでございますが、これと違つたやり方といふふうなことに、いまこれこれ申し上げることは私としてもできかねるわけござ

いますので、御了承いただきたいと思います。

○小野明君 それでは、次の質問に移りたいと思つておりますが、大学局長にお尋ねをしたいと思つておりますが、この前、文理学部改組につきまして、一応四十三年度で終了のめどである、こういう御説明があったと思つております。資料の中にも大体そのようにしておられるのであります。それが、そうしますと、今後の学部の改組あるいは拡充といった計画がありましたら、ひとつ御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(宮地茂君) 文理学部の改組につきましては、かねて御答弁申し上げておりますように、終戦後新学制ができました際に、大体旧制の高等学校等を包含した大学が一応文理学部といふようなものを設けましたが、その性格もあいまいでなく、また何となく文理の教養を身につけるということでもなく、もつと充実した教育を行なうようにといつたような理由がある理由が学校からあがり、中央教育審議会でもそういった御検討もあつて、計画的に文理の改組をするようになってまいつた次第でございます。それと、その他の学部の改組としましては、文理学部の改組と直接の関係はない問題でございます。そこで、文理学部の改組をいたします場合でも、いろいろ定員的にも非常に増員を必要としますし、また予算的にも相当な研究を要します。こういうふうなことから、直接その他の学部との関係はございませんが、ただ年次の学部等を充実していきまふ場合に、予算、定員等の関係から、文理の改組といふことがあつた時代と終つた今後の時代では、そういう意味では関連もあり関係もあろうかと思つております。それと若干文理の改組と性格は違つて、従来は、特に四十一、四十二、四十三年間は、大学生の急増期間でもございましたし、急増対

策ということも一部加味して行ないました。ところが、そういう問題もなくなりまして、今後におきまして、文理学部と同じように計画的にどの学部をどういうふうな改組補充するかということ、文理学部ほど計画性は持っておりません。そういうことで、たとえば昨年、薬学部とかあるいは山梨、三重に経済学部とか工学部とかというよりなことも考えておりましたが、それは予算のことと実現を見ませんでしたので、今後はそういったようなものを進めていきたい、かように思います。

○小野明君 そうしますと、この文理学部の場合は一応かなり計画的に行なわれてきたのでありますけれども、その他の学部の改組統合—改組統合といつては問題がありましようが、学部の改組という問題については、学部の種類とかあるいは適正の規模、こういう問題については計画というのではないわけでございますか。

○政府委員(宮地茂君) たとえば大阪大学の文学部等は、一応文学部の中にあります社会科学系なものを取り出しまして、社会学部というのを文学部から独立してつくりたいという計画もございました。したがって、文理の改組とは違いますが、学部によりましては、大阪大学にそれが一例ございますが、そういうようなこともあるうかと思ひます。しかし、いま文理の改組のように文学部から社会学部を独立して計画的にいきますといつたような計画的なものを持っておりません。

○小野明君 それでは、各大学からいろいろ要求が上がってきたのを待って処理するというやり方であるのか、それとも文部省のほうで計画的に、この学部の改組にあつてはこういう方針である、あるいは適正規模についてはこう考える、こういう方針を示すというふうなことはないのですか。

○政府委員(宮地茂君) 学部の新設の場合の考え方というところであります。それで、現実問題といたしましては、大学が予算要求時期あるいはその前からいろいろ要望も現実の問題として

はございますが、具体的には大学が御要望になるものを取り上げております。しかし、それは大学が要望されるということからじゃなくて、地域性を考えましたり、あるいは社会的な需要ということも考えますし、またその大学が、たとえば単科大学であるか、あるいは二学部の大学であるか、もつとたくさん学部の大学であるか、そういうようなことから、たとえば二学部ではどうも学校の運営上おもしろくないという問題が従来からあるような学校につきましては、三学部をつくるということが強い大学の考えでもあつて、文部省などとしてもそのほうが管理運営上いざらうといつたような場合もございまして、総合的に勘案していたします。ただ、その場合に、大学が好みもしない、大学が必要としないのに、無理無理文部省がこれをやらすといふことは実効の上からいかにがらうかといふことで、現在まで大学が好まない、大学が要望もしないものを押しつけるかといふことはしないでございます。

○小野明君 先般、私も大分を視察いたしました場合に、大分大学にたしか工学部と医学部を増設してもらいたい、こういう要望があつたように記憶をいたしておるのであります。非常に具体的になるわけですが、その点についてはどのように処置をされているのか、あるいはそういった要望をお聞きであるかどうか、お尋ねをいたしておきます。

○政府委員(宮地茂君) いま大分大学に工学部と医学部というお話でございますが、私のほうで聞いておりますのは、工学部ということをお話しておられることは、私、直接聞いていないのですが、大学課長は聞いておられるようでございます。しかし、それを予算要求として出してくるまで熟した要望ではないように感じております。

○小野明君 そうすると、これは私も文教委員の視察の際に要望があつたといふことであつて、文部省のほうには具体的に工学部を設置してもらいたい、そういうのはまだないわけですか。

○政府委員(宮地茂君) そういつた御要望は聞いて

はしておりますが、具体的に予算時期に大学としてぜひこれをいつたように予算として、その予算時期に大体大学の意思はコンクリートになるものでございまして、そういう意味におきましてはまだございせん。要望としては文部省のほうにいろいろ述べておられることは承知してしております。

○小野明君 そこで、この要望が現地からあることは、まあ間違いないと思はれますが、大分大学に工学部を設置をするということについてはどうお考えになりますか。

○政府委員(宮地茂君) 大学に、工学部に限らずいろいろ学部をつくり出す場合は、先ほど申しましたように、いろいろな事情を考えて検討いたしております。したがって、大分大学は現在教育学部と経済学部の二学部でございます。そういったような二学部大学につきましてはいろいろ問題もございまして、その他工業関係も技能者養成が必要でございますし、将来の問題としては検討に値する問題と考へておりますが、すぐ来年度からどういふようにはまだ文部省としては考へておりません。

○小野明君 そうすると、まだ具体的には何も検討しては別ないまのところ痛切なものではない、このように受け取つてよろしいのですか。

○政府委員(宮地茂君) 文部省で全体の大学につきまして学部のつくり方学科をつくり、あるいは具体的に予算を要求します場合に、大分大学だけについて見ますと、なるほどもつとだといふような感じのもの、これは大分に限らずいろいろございまして、しかし、国全体としてどうするかというふうなことは、国家財政の観点もございまして、また国全体としての技能者の養成とか、その他いろいろの問題を考へなければいかぬ。そういう観点からは、明年すぐ予算要求で大蔵省に大分大学工学部をつくるというところまで文部省としては考へ方が熟していないという段階でございます。

○小野明君 やはり、その大学が地元の大学が考へておらぬようなことを、これは全般的な問題なんです、あなたのほうで、ここにつくれとか何とか、こういうことを私として申し上げておるわけではないんです。今後の学部の増設していく場合には、学部の種類と適正規模、こういうものについては、やっぱり何らかの指導方針をいいますか、こうすべきであるという方針が要るのではないかと。その点は中教審の検討に待つといえはそれまででありましようけれども、前回お聞きをいたしましたところでは、中教審も四十四年末にこれを答申を出すといわれるのであります。で、大分大学希望というのは、やっぱり量、質ともに重視していかねばならぬというの、そういう点からも、現地の要望もあわせながら、やっぱりこういう方針で増設するんだ、学部の新設についてはこうだと、その点は国家社会の要請という問題もあるでしようけれども、国民の要望とかもみ合わせながら一つの方針をお立てになるべきではないか、こういう気がしてならぬのであります。そういうふうな観点から、やっぱり私が知っておりますのは大分大学の工学部の問題がその中にはまつてくるので、そういう指導方針から考へますときに、こういう問題をお尋ねをどう考へになるのか、こういうお尋ねをしておるわけです。そういう一般的な問題、今後の方向等について御見解があれば、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○政府委員(宮地茂君) 御趣旨の点は私もごもつともであると思つております。したがって、中央教育審議会でもつと基本的な大学の適正規模とかいろいろの問題をやつていただきますが、一例を申し上げますれば、大学生急増も済みましたが、とで質的充実をはかつていきたい、そういうふうな考へを持っておられますので、先生の御趣旨のような方向に、ただ中教審だけにあずけるということではなくして、文部省自体、局としても十分考へていきたいと思つております。

○政府委員(宮地茂君) 御趣旨の点は私もごもつともであると思つております。したがって、中央教育審議会でもつと基本的な大学の適正規模とかいろいろの問題をやつていただきますが、一例を申し上げますれば、大学生急増も済みましたが、とで質的充実をはかつていきたい、そういうふうな考へを持っておられますので、先生の御趣旨のような方向に、ただ中教審だけにあずけるということではなくして、文部省自体、局としても十分考へていきたいと思つております。

ての学部、それから一部の高等学校にわたって、その観点からの調査が行なわれたわけでありまして、国税局としては日本大学の給与、特に諸手当関係に源泉徴収漏れがあるのではないかとという疑いで調査したもののようでありまして。

これに対して日本大学側としては、従来とも所轄署の指導を受けて所得税徴収事務は行なっておりますので間違いないと思うが、調査によって間違いが判明すれば是正をいたしたい。それからそれに関連して、内部の機構などについても若干検討を加えたいということになります。

○小野明君 その程度であります、大体新聞にも書いてあるのです。こういう問題が発生をいたしました場合には、管理局としてはどうなんですか、やはり報告を待つておるといふことなんですか。あなたの方から、どういふ事件が報告を出せと、こういうふうな御要求をなさるのですか。どういふふうな処理をされるのですか。

○政府委員(村山松雄君) この種事情につきましても、まあ大学としては現行法では報告の義務は必ずしもございせんし、文部省としても報告を求めることができるといふ程度でありまして、強制的に調べるというたてまにはなっておりません。本件の処理といたしましては、新聞に報道された限りにおきましてもなかなか大きな問題であると考えまして、日本大学に説明を求めておりまして、なお調査中であるからということ、詳細の点については後日に送っておるのでございます。

○小野明君 そうしますと、新聞に大口脱税とかあるいは裏帳簿でヤミ給与、こういうことがでかかると書かれておるのですけれども、その真偽についてはまだはっきりしない、また調査の権限もない、こういうことですか。

○政府委員(村山松雄君) ほぼそのとおりでございます。

○小野明君 管理局としては、どうですか、これだけ大きな問題であります、管理局としてはどういふよりも、文部省としてはこの問題をどう扱われるんですか。

○政府委員(村山松雄君) これは国税局において所得税法に伴う権限を持つての調査であり、したがって、結論が出ると思っております。その結論に従って文部省として現行制度でできる指導、助言を日本大学に対していたしたいと思っております。

○小野明君 それは結論の出るまでということになると、かなり時間がかかるのではないかと思いますが、なるべく早くこの問題を、われわれ文教委員でありますから、経緯等についてもお知らせをいたしたいと思っております。軽々に、私もこの事実を誤認をした上でこういう問題を取り扱おうということ、やはり避けたいと思っております。事実一体どうなのかということ、再度この場でお願いをしておきたいと思っております。

それで、やはり最初の問題に戻りたいと思っておりますが、私学の助成ということがやはり私は当面の急務でなければならぬと思っておりますが、それから、こういう問題があったのではたいへんあります、それだけに大臣の言われた私学のあり方について根本的な問題をめぐり出した上で再検討していくという御答弁があったように思いますが、やはり問題点は、助成策を強化していく、そして、こういう事件がないように処置をしていく、やはりそういうことがこの際政府の施策として最も望まれることではなかるかと、こう考えるわけでございます。

それで、とりあえずの施策といたしまして、經常費の補助、こういうことがやられたわけでありまして、その中で、經常費といいますが、人件費は除外されて教育研究費に限られて補助をされておるようになっておるのですが、この配分についてはどういふお尋ねをしておきたいと思っております。

○政府委員(村山松雄君) 四十三年度予算に計上されました三十億の經常的教育研究費は、対象は四年制の大学であつて、費目は教育研究に供され

る有形物に対して補助する、こういうことになっております。配分のやり方につきましては、現在、私立大学側の意向も徴し、大蔵省と協議して、補助要項をつくって実施したいと思っておりますが、基本的な考え方は、助手以上の本務教員数、これは指定統計で正確な数が把握できるわけでありまして、これに対して一人当たり平均の金額をきめて、金額を人数に掛けて大学当たりの基本金額を出して、それで実情に応じて若干の調整を加えて、これを定額として補助すると、こういう考えでいま折衝しております。

○小野明君 あれですか、いまの御説明ではよく私も理解をしかねる点があるのですが、大体私立大学すべての教官に行き渡るわけですが、どういふことですか。

○政府委員(村山松雄君) 考え方といたしましては、私立大学の本務教員数を計算の基礎といたしますが、これは教員個人に渡すのではなくて、そのように計算された金額を定額といたしまして大学の補助交付いたしまして、大学が受け取ったものを指定された用途、たとえば教育研究用の機械器具等の購入に充てて教員の用に供する、こういう形になります。教員個人の金として渡るといふものではございません。

○小野明君 先ほど有形物と言われたのはそういう意味ですね。そうしますと、教育研究費のほかに人件費を補助するかどうかというところが大きな問題であろうかと思っておりますが、この人件費の補助についてはどういふお考えですか。

○政府委員(村山松雄君) 先ほど御説明申し上げました臨時私立学校振興方策調査会の答申におきましても、人件費は非常に問題が多いとしまして、結論を将来に送っております。そういう関係がありまして、われわれ行政当局としては、人件費問題はさらに基本的な検討がなされた後に取り上げるか取り上げないかを判断すべき課題だ、かように考えております。

○小野明君 その検討というものは、どういふ素材についてどういふ検討を加えられるわけですか。

○政府委員(村山松雄君) 検討の方法についての確な具体的な方針はまだきまつておりません。

○小野明君 經常費全体についてこの補助をしなればならぬというのが私はやっぱり前提でなきやならぬと思うのです。それと、現行やはりこの私学の援助としては三点ばかりあるようすがね。学校法人の減免措置と、それから研究用設備とか教育用の施設補助とか、それから長期低利の融資とかいうような三点もあがっておりますが、その従前からなされておるこの拡充策の三点をさらに改善をしていくという、さらに条件を引き上げていくという、長期低利にいたしましても、利率にしても問題があるわけですね。この点を若干軽くしていく、あるいは償還年数を長目にもっていくとか、そういったことで施設費から来る学生負担をなくしていく、こういった方向で検討というのは当然私にはなさるべきではなかるかと思つております。そういった点についてどういふか。

○政府委員(村山松雄君) 四十三年度予算におきまして、従来からやっておりました理科設備あるいは研究設備の補助金を若干ずつ増額をはかつております。それから、私立学校振興会を通じて、主として施設に対する貸し付け金でございますが、これにつきまして貸し付け財源の増加をはかることも、貸し付け条件、まあたいへんわずかでございますが、償還の期間だとかあるいは利率につきましても多少の改善を試みております。

○小野明君 多少の改善ということでは、やっぱり問題が私は解決しないと思つております。ですから、たしか私学の連合会ですか、私学振興会のほうからも、償還の年数とかあるいは利率とかいふ問題について、さらに整減をはかつてもらいたい、こういう点をさらにひつと積極的に御検討をいたして、教育上における私学が果たしている役割りがきわめて重大であるだけに、早急にこういった救済策というものが講じられてしかるべきである

うと思ふのです。

そこで、この辺でひとつ、この問題に関する大臣のいま一歩進んだ御見解を承っておきたいと思ふのです。

○国務大臣(渡尾弘吉君) 先ほど申し上げましたとおり、当面必要とする施策の方向は大体調査会の答申にも出ておることでございますので、その線を尊重しまして、もっと積極的にやってみようという趣意を私は申し上げたつもりでございますが、いま御指摘になりましたような、今回は新しく教育研究費、経常的なものが認められたわけでございますが、これの拡充ももちろんはかかっていかなければならぬと思ふます。同時に、御指摘になりました税関係でありますとか、あるいは資金融通の関係でありますとか、そういう面につきましても、決して文部省も放任しておるわけじゃございません。なかなか思うように目的を達しかねているのがいまの状況でございますけれども、ますます熱意を持って財政当局とも話し合つてまいりたいと思つております。

○小野明君 次の問題をお尋ねしたいと思ふますが、最近大学に非常に捜査の手が伸びておりますね。けさも国学院大学ですか、強制捜査をされたとか、こういう報道がされておるのですが、いままで捜査をされた大学、最近ですと、どうも羽田事件とかあるいはその他の事件に関連してだろろうと思ふのですが、捜査を受けた大学名、それから容疑の内容ですね、そういった問題について御報告をいただきたいと思ふます。

○政府委員(宮地茂君) いま小野先生の言われた捜査というのが、いわゆる私学の先ほどの御質問のような経理関係ではなくて、その他のものも含むようでございますので、突然の御質問で、ちよつとこまかい資料を持っておりませんが、例の学生の事件に関連しましては、九州大学で、先般学内で教養部の学生会館に数十名の学生が入りまして、いろいろ派閥的なことからいわゆる乱闘を起したという問題で、福岡のほうの警察が九大に入った事件、捜査をした事件がございます。

それから、最近では、京都大学で、医学部のある学生が大学院の入学試験を受けるべく入学試験場近くに行きましたところ、これに反対する学生によつて本人の意に反して試験を受けることができなかつた。当人はそのために階段を引きおろされたとか、あるいはからだに多少打撲傷を負つたとか、まあいろいろのことがあつたようでございませぬが、このために京都のほうの警察が京都大学を捜査したという事件がございます。そのほか、例の三派全学連の関係では、法政大学と、それから中央大学の学生会館でございませぬか、まことに失礼でございますが、思ひつゝまことに幾つかの例を申し述べましたが、もし御必要でございませぬば、ちよつと時間をかしていただいで詳細な報告資料はお出ししたいと思います。

○小野明君 必要でございませぬとお話ですが、これはあなたは大分学術局の局長ですからね、どこの大学へどういふ事件で警察が入つたかというふうなことは、やっぱり当然あなたの方としてちゃんと資料を常にお持ちでなくちゃいかぬ、これはどういふふうな事件である、これについてはどういふ。どうも仕事に不熱心なことではないですかね。これは、大学というのは教育をする場ですからね、警察が入るなんというのはいきわめて重大な事件なんです。ですから、それを必要であれば後日提出しますということでは、ちよつとお粗末じゃなからうかと思ふますね。

○政府委員(宮地茂君) 最近の例といたしましては、先ほど申し上げました四つだと思ふますが、先生の御質問の趣旨が多少広いようでございませぬので、もちろん最近といひましてもごく最近のことを申しましたので、一年以上も前というところもあるというふうな感じもいたしましたので、申し上げました。決して不熱心ではございませぬが、御了承願ひます。

て、やっぱりきちんとした対策というものが考え方はいろいろあるにいたしましても、踏み込んだというところはたいへんな事件ですから、慎重にひとつお取り扱いをいたしたいと思ふんです。それから、国学院大学もあるんじゃないですか。それをひとつ。

○政府委員(宮地茂君) けさ新聞に載つておつた件でございませぬか。

○小野明君 そうです。

○政府委員(宮地茂君) 実は私のほうもけさ新聞で見ました段階で、まだ大学から詳細な報告を受けておりませぬので、それ以上のことを存じておりませぬ。

○小野明君 たとえば捜査に学内に入るといふような場合には、何ですか、大学当局には警察庁は連絡をしないんですか。あるいは大学学術局あたりにも、文部省にも、そういう場合には、事前にやれというのはいくらも捜査の必要上無理かもしれませんが、本日こうだつたというふうなことはやっぱり報告をしてもらふ必要があるのではないですかね。その点についてはどういふふうにお考えですか。

○政府委員(宮地茂君) まあいろいろ警察のほうの捜査は、これはいわゆる強制捜査でありますれば、捜査令状も持つて、ちゃんと施設に入るときには責任者にそれを見せて入つておると思ひます。ただ、入ります場合に、いろいろ事情もございませぬが、御指摘のように捜査をしたあとすみやかに文部省としても状況を把握すべきだと思ひます。そういう点につきましては、今日ただいま新聞に載つておる実情について私のほうはまだ大学から報告を聴取してない、警察からも十分な報告を聴取してないという点については、これは私のほうの責任であると思ひます。今後こういうことは問髪を入れず詳細に報告を聴取してきたいと思つておられます。

○岡三郎君 ちよつと関連して、いや、そういうことではなくて、慣例としていままで警察庁のほうからもそういうことがあつたと思ふんですが

ね。やっぱり、義務とは言わぬけれども、一つの義務的な姿勢において文部省のほうへ連絡が。従来そういうことは全然ないので、いわゆる手落ちだとかなんだかいうことじゃなくつて、それはどうなつてゐるの、実際は。

○政府委員(宮地茂君) これは実は文部省が警察と仲がよいといひますと、これまた響きが悪いのですけれども、いろいろ事件がございませぬので、私のほうとしましては警察と必要な限りの連絡はとりたいと思ひまして、私のほうもお願いいたしますし、向こうからも連絡していただくようにはしております。しかし、これは当然警察は連絡すべきだといふことは無理で、むしろ私のほうが情報も聞きに行き、今後の大学の指導等の参考に必要をわけですから、私のほうが一そう熱心に連絡をとるべきだと思ひます。したがつて、こういう場合には文部省に慣例として必ず連絡して捜査に入るとかいうことはございませぬが、できる限り連絡は十分してほしいという要望はしておるところでございませぬ。

○小野明君 あなたが聞きに行くといふようなことはどうですかね。そのことが、まあ教育の場であるだけに、どこの会社を強制捜査をしたといふようなことではないわけですね。で、先般もこの委員会を通じまして警察庁のほうに、警察の学内出動基準に関する通達、こういうものが最近新聞に報じられておるんだが、これについてはこの内容をお知らせいただきたい、こういうふうな要請したところが、警察庁のほうから、これは内部であるからといふことで、けられておるわけですね。これは私は委員長名で要求しておるわけですからね、この点についても私は非常に不満なんです。

それで、警察庁がやらぬから、あなたの方にやがましゅう言うのもこれは筋が違ふかもしれませぬが、こういう問題についてやっぱり当然警察庁側から大学側なりあるいは学術局あたりに通知があつてしかるべきではなからうか、こう思ふんです。で、この点については、学内に踏み込む場

合の基準とかいうような問題については局長はどのようにお考えなですか。

○政府委員(宮地茂君) まあ私もいたしましては、大学が平常の場合において学内に入りまう場合、これは学問の自由、大学の自治ということから、避け得るものはこれはでき得る限り避け、また入らなければならぬ場合でも大学の要請があつてから入るといったような、両者に非常によい意味でのそういうならわしができるということをかたえて期待をしておるところでございますし、まあそういう場合には大体そういう慣行が保たれておると思ひます。

ところが、いまの強制捜査といったようなことにつきましても、強制捜査についてまで何か慣行とかというふうになりますと、任意捜査とのけじめもあまりつかないような場合もあらうかと思ひますし、警察のほうの事情を私よく存じませんが、別に警察庁を弁護するわけではございませんけれども、やはり強制捜査の場合とそうでない場合には、やはり違った観点があるんじゃないかというふうに考へます。しかし、それにしましても、強制捜査をされた場合、あるいは先ほどお尋ねの何かとまつた通達のようなものを管下に流されるというような場合は、十分連絡してほしいということには警察のほうにもお願いしていただくべきでございます。お答えになりましたかどうかと、一応その程度に考へております。

○鈴木力君 関連。いまの問題ですが、何か大学の捜査の基準を警察でつくつていくと、いまちよつとそういうふうに関心したんですが、大学を捜査する基準を警察側のほうでつくつておいて、それが事実だとすれば、その扱いについては、部外秘とか、いろいろ別はあるかもしれません。文部省に隠して警察でやっていると、私をそれとすると、ちよつとひど過ぎるんじゃないかと思うのですが、ちよつと文部省は大学の自治を守つてやるという立場ですから、入れとか入るなどという命令権はないにしても、そういう基準を文部

省は知らない、それは警察のことだから私のほうではかまいませんという態度では、ちよつと愛情が過ぎると思つたのですが、その点はどうですか。

○政府委員(宮地茂君) 小野先生のお尋ねになられた点でいま鈴木先生の関連のお尋ねのところですが、これは捜査の基準ではございませんで、警察と大学の関係で、強制捜査ではございません、要請があつたときには入るとかいつた、あれは何と申すのでしようか、立ち入りの場合の基準的なものという名目であり内容でございます。

で、その内容を概略申し上げますと、先ほど申し上げましたように、警察が大学に職務上入つていくという場合、これは大学のことであるから十分慎重にして、大学の要請があつたときに入るか、要請がなくても入るときは、第三者として客観的に学内で騒動が起こり人命に傷害を与えていけるような場合には入るとかいつたことで、全体の流れは、警察として大学に当然入り得る場合でも、一般と違つてできる限り慎重にやれといつたような内容のものでございませう。

○鈴木力君 もう一点だけ。そうすると、立ち入り基準は警察によつてつくられ、それは文部省には報告になつていく、こういうことですね。

○政府委員(宮地茂君) その問題、いつでございませうか、数カ月前に新聞に大きく載つたわけですが、それで、これはどの委員会でしたか、私もすぐ質問を受けましたが、当時どのようなものをお出しになつたかといふことを私のほうも尋ねに行き、そういった基準的なものであれば一応私のほうにも連絡してほしかつた、今後はできる限り連絡してほしいという要望を伝えました。はっきり申し上げますと、連絡はございませんでした。そのとき、新聞に載つたときには連絡はございませんでした。

○鈴木力君 もう一点。私はそういう基準の中身は時間もありませんからあまりどうも言ひませぬけれども、警察側が大学に立ち入り調査をする基準をつくつたといふような場合には、これは少

なくとも文部省に報告をするというのが警察のたまへだと思つた。警察がいらないところでこの議論もおかしいのですけれども、文部省はやはり要求をして、そうして少なくとも文部省当局としてはそれを持つておるべきだ。あるいはもし文句があれば、文部省側からも異議の申し立てとか、そういうことをするべきだ。それで、あと部外秘とか扱い等については、これは私のほうからいまだどうも言ひませぬし、中身もそういう事情ですから聞きませぬけれども、その点はやはりきちんと文部省側のほうからもやつておいてもらいたいと思ひます。

○小野明君 私の申し上げたかつたのもそういう点なんです。たとえば、学内に出動する場合の基準と、こういうものが通達として下部に流される。同時に、これはやはり大学局のほうにもそういう知らせがあつてほしいし、あるいは大学当局にもそういう問題の周知方といひますか、事前に了解を求めると。入らぬことが望ましいのですけれども、そういう点があつてしまふべきではなからうか、先ほど申し上げたように事が大学教育の場でありまうから。その点について局長としても再度警察庁にそういう点をきちんとやつぱり申し入れをしていただきたい、こう思つたのです。同時にまた、どここの大学に踏み込んで、これは新聞でしかわからなかつたということでは、ちよつとやはりお粗末ではなからうかと思つたのです。そういう点についても、あわせて警察のほうにきちんとやはり要求をしておくということが必要ではなからうかと思ひます。いかがですか。

○政府委員(宮地茂君) 警察のことですから、事柄によりましてこれは秘密的に扱わなければならぬこともあらうかと思ひます。しかし、それにしまして、大学に関するような問題、文部行政に關連のあるような重要な問題につきましては、できる限り連絡を密にするように、要望も従来からしておりますが、今後も要望していきたいと思つております。

○小野明君 この点はやはり、われわれが大学の自治を守るといつた場合にも、きわめて重要なことであらうかと思つたのです。それで、この点に關しては、局長の御答弁もあつたわけですが、私は大臣の御見解もこの際いたたいておきたいと思つたのです。

○國務大臣(尾尾弘吉君) 問題となつております事柄につきましては、警察側と文部省側との間に密接な連絡が望ましいことは申すまでもないことでございます。先ほど局長も御答弁いたしましたことが、従来も連絡をしておることと私は思つておりますけれども、さらに一そう密にするように警察側との間の話を進めてまいりたいと思ひます。御了承をいただきたいと思います。

○小野明君 それで、学内出動の場合に、これはことばじりをとるのではありませんが、非常に警察と文部省が一緒になつてやるというふうなことがないように、事は逆の意味でありますから、ひとつ大臣もこの点はしっかりとやりをいただきたいと思います。

○國務大臣(尾尾弘吉君) ちよつと補足いたしました。一々の事柄について事前に文部省に相談することかなんとかいふことは、警察としては必ずかし問題だと思ひます。ただ、大学との関係においてどういふふうにするかといふふうな方針は、こういうものをほつきりしたものをお互いが持つておるということが必要ではないかと思ひます。また、事後の報告等についてはぜひやつてほしいといふことでもやつていきたいと思います。

○小野明君 それでは、局長にお尋ねをしておきたいと思つたのですが、大学紛争といふのが非常に多いわけですね。(設置法をやれよ)と呼ぶ者あり)先般おたからいたたいた資料によりまして、これは四十年以降の分には限つたとしても、授業放棄等に及んだ主要なものに限つたとして、こういう点ですが、五十五件なんです。こういう問題について文部省の基本的態度といふことをお尋ねをしておきたいと思つたのです。

は国立学校の問題を論議する場合には、警察がどうかか紛争の問題がなくなるとは、私は議論ができませんと思うのです。審議はできないと思うし、これは大きな大学の自治を守るといふ前提のもとに審議を進めなきゃならぬと思うし、私もその立場で質問を申し上げておるのですから、再度、局長、大学紛争に対する基本的な態度というものを聞き取っておきたいと思つておる。

○政府委員(宮地茂君) 先生から資料要求がございましてお出し申し上げましたが、インターン制度など教育制度の問題等の紛争、あるいは私学に多いのですが、学費値上げ問題についての紛争、あるいは学寮、学生会館の管理運営の問題さらには処分等の撤回とか学園移転、統合とか、もっと進みますと、大学の学部の名称の変更についてまでいろいろ紛争が起つておる。そのトータル件数が五十五件あるという資料をお出しした次第でございます。

こういう紛争には、いろいろ事項といたしましても違つた点もございまして、また非常に尾を引いた問題もございまして、短期間で済んだ問題もいろいろございまして、したがって、それに対しての基本的な態度ということですが、なかなかお答えしにくいのですけれども、やはりこういう紛争があるという事は、これは事の理由のいかんを問わず、私は紛争があるという事はよくないことだと思つておる。紛争のない静かな学園であることが望ましいわけでございますので、そういう意味では、これは学生とか学校とかといったようなことじゃなくて、みんな虚心たんかんに反省する必要はあるかと思つておる。しかし、中には、私、大学としても、紛争を起させないためには相手側の要望をのめば紛争はないわけですが、しかし、のめない問題までひたすら紛争だけを起こさないということも真の解決になりません。したがって、学校当局も大いに気をつけなければいけません、学生に対しても十分な指導をし、また学生としても自分の置かれた身分であるいは四年なりの大学生活を笑みのある生活にし

ていくといったようなことを心から考え直して、両者がともどもにこういう紛争のないような形にもっていかねばならない、文部省としてもそういうことで協力すべきことがあれば大学に対してできる限りの協力をし、必要であれば指導もすべきであるというのが基本的な態度であるかと思つておる。

○小野明君 大学の自治とかあるいは学生自治に關しまして、これは国大協が見解を出しておるわけですね。これ、いわゆる第三常置委員会の理事会の決定ということ、国大協全体の決定事項とまでは言えないけれども、ただ、総会に対しては報告事項になつておるからと、こういう前書きがあるわけですね。で、この国大協ですね、これが大学の自治、あるいは警察の出動、学生の自治等に關しまして出されておる見解とですね、文部省が持たれておる見解というのは食い違ひがありますか。あれば、どういふ点ですか。

○政府委員(宮地茂君) 国大協の第三常置委員会はこういう学生運動についていろいろ検討する常設の委員会でございます。その委員会が過般四十二年二月九日に出されました御意見につきましては、文部省としては大体同感でございます。

○小野明君 そうしますと、この中でですね、この重要な点は私は三点ばかりあると思つておる。まあ確認をする意味でお尋ねをしておきたいと思つておる。この「警官の導入によつて秩序が回復されるものと安易に考えるべきではない」、したがって、「大学自身の力では秩序を保持する事が全く不可能となつたときには……警官を導入することもやむを得ないが、その場合大学の要請に基づくものであることが必要である」と、こういうふうな報告されておるわけですね。この点もこのとおりであるか、あるいはそのとおりに大学局としても努力をされておるものであるかどうか、お尋ねをしておきます。

ましては、私どもは同感でございます。○小野明君 全体に盛られておるといっても、これは文部省が出されておるものですね。文部省で書かれておる限りについて、私は質問申し上げておるわけですね。ですから、その部分を抜き出して言われるかどうか、おかしうかと言われる意味はどうか、どういふ点ですか。

○政府委員(宮地茂君) ちょっと、先生がお読みになられた箇所を見つけておるのには見つからなかつたものから、趣旨として私のほうは同感であるということをお申し上げた次第です。もし、恐縮でございますが、どの辺かというところを御指摘いただければ、それによつてお答えいたします。

○小野明君 私は要点だけお申し上げておるわけですね。だから、これ読んだものよりも聞かれたほうが正確かもしれません。この大学自身の力で秩序の維持が困難になつた、警官の出動もやむを得ないが、その際も大学の要請に基づくかなければならぬ、大学の要請に基づくべきである、こういうふうなまあ言われておる。この点はやはり同意されたわけでありまして、そのとおりに努力されておられたら、また今後も努力されるものであるかどうかというところをお尋ねしておるわけですね。

○政府委員(宮地茂君) 「警官を導入することもやむを得ないが、その場合大学の要請に基づくものであることが必要である」とここに書かれております意味は、大学は要請をするのに機を誤たず適正な判断で要請をしないと、そういう前提で、「大学の要請に基づくものであることが必要である」というふうな書かれておるものと私どもは了解いたしました。その点はあなたのお書に書いてあります。○小野明君 そういふことはあなたのお書に書いてあります。私のこれには書いてないが、そういうことばは書いてない。この裏に書いてあるのかどうか知らぬが、文字に關する限りはそういうことではないですよ。

○政府委員(宮地茂君) 先生のお尋ねの箇所は、大学は暴力を物理的に排除する力を持つていないので、学園の平和と秩序を回復するために、警官を導入することもやむを得ないが、その場合大学の要請に基づくものであることが必要である。この書かれておるがどうかという御質問だと思つておる。それで、この書かれておる意味は、大学としては、良識の府でございますので、大学が要請をするという場合は、適切に要請がなされるということをお前提としてお書きになつておられるものと感じます。したがって、そういう意味において私も同感だということをお申し上げた次第でございます。

○小野明君 読み方はいろいろありますけれども、ともかく結論としては、やはり大学の要請と書いておるわけですね。そのように解釈してよろしいですか。

○政府委員(宮地茂君) この書かれておる文章の解釈が人によつていろいろあるかと思つておるが、私どもとしては、大学の要請に基づいて警官が出動する、そのことはそのように考えております。ただ、それを非常に形式的に、ともかくどういふことがあつても、警官が入つてくる場合は大学が要請しなければ絶対にはいれないといふふうな形式的な考えになつてまいりますと、前提として、大学が要請をするのは、機を誤たず適正な判断で警官の要請をするものであるという前提を置いて、そういう意味であるかと思つておる。このほうは解釈するし、そういう意味であるかと、こういうふうな申し上げております。

○小野明君 これはコンニャク問答みたいになるが、あなたの言うようなことは少しも書いてないじゃないですか。そのとおりに読む場合には、解釈のしかたはいろいろあるにしましても、「(そうだと呼ぶ者あり)いまそこで内藤さんもそうだと私の意見に賛成しておるが、(不規則発言だ)と呼ぶ者あり)局長の解釈はおかしいね。○政府委員(宮地茂君) 私は、ここで書いてあります。大学の要請に基づくものであることが必要である」という趣旨は同感でございますと一応申

上げておられます。しかし……(それですわればいいんだと呼ぶ者あり)

○小野明君 それで、その次はですね、もう一点は、その前に、いまの項ですが、「学外における行動が処分の対象になる場合には、その事実が確認された後、その行動が学生の本分に反するかどうかを慎重に検討し、教育指導の観点から処分の可否を決定すべきである」と、まことにあたりまえのことが書いてあるんですが、この点もこの書いてあるとおりに受け取ってよろしいですか。

○政府委員(宮地茂君) 趣旨は同感でございます。

○小野明君 最初に、国大協の見解と全く私ども同じでございますという答弁がありますから、それで私はこの了解をしておきたいと思っております。で、大臣にお尋ねをしておきたいと思うのは、大学の自治ということがいろいろ問題になっておるのであります。先般のある新聞にも、大学の自治をどう考えるかということで、大河内東大総長はじめ各大学の学長が述べられておるのであります。この点も大臣はお読みであるかと思っております。この際大臣に、大学の自治は一体何なのかという点についてお伺いをしておきたいと思っております。

○国務大臣(瀧尾弘吉君) 私も内容は正確に覚えておりませんが、大学の自治という問題について、その道の方たちの意見というものが新聞に出ておる。なるほど大学の自治という観念は必ずかしいものだという気がしたのであります。各学者諸君の考え方にもいろいろあるようでございまして。そういうふうな、人によって若干意見が違っているとか、あるいはニュアンスが違っているとかいうふうな観念ではないかと思うのでございまして。したがって、専門の学者の皆さんでさえそうなんです。私どもがいわゆる大学自治という観念を的確に御説明申し上げるということ、これは非常に困難なことでございますが、ただ、まあ私はそうむずかしくこの問題を取り扱うほどの能力もございませんけれども、大学は、何と申しま

しても、種々いわれておりますように、学門研究の府でございます。その自由を保障しなければならぬというふうなところから、日本の大学の自治というものは認められておる、このようにも考えておる次第であります。どこからどこまでが大学の自治かということになりますと、いろいろ議論があらうかと思っておりますが、基本的にはそうだと思います。

○委員長(中村喜四郎君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中村喜四郎君) 速記を起こして。

○小野明君 いろいろお尋ねをしておきたいと思ふことがたくさんありますけれども、もう一問でひとつ終わることにしたいと思います。

○政府委員(宮地茂君) 学術振興会におきましては、いろいろ学術振興についての事業をやっておりますが、特に研究者にいろいろな——具体的に申し上げますと、神戸大学等におります先生が東京大学に來る、そして研究をされた帰られるといったような、自分の場所を離れて研究をなさる、そういうようなのを流動研究員と言っております。それが、それがわが国だけではなくて、外国の人もまた日本へ来てそういうことをする必要があれば、外国人も流動研究員で、こういった流動研究員の事業、あるいは大学の大学院を卒業した助手級の人、あるいは助教級の若手の人といった人、若手の方々の研究を推進するために奨励研究員制度というのを持っておりますが、そういった流動研究員事業あるいは奨励研究員事業、これはわが国、外国いづれもそうでございます。そういうような事業あるいは国際共同研究事業、学術普及の事業、こういったような事業を行なっております。総予算は二億五千四百万円でございます。

○小野明君 もう少し、総括的な御説明でなく

て、具体的に説明をただけませんか。

○政府委員(宮地茂君) たとえば流動研究員事業につきましても、三十六名の流動研究員の研究助成をする。二千二百万円の予算でございます。それから、奨励研究員事業は、前年よりも二十五人増員いたしました。百二十五人の方の研究助成ということで、四千二百万円ばかりの予算をもっております。外国人流動研究員事業費、昨年よりも二人増しまして六人の方、九百五十四万円ばかりの経費でそういう事業をいたす。それから、外国人奨励研究員事業、これは十五人の方に対して八百八十六万円の事業費を計上してやっております。それから、国際共同研究事業は二千四百万円でございます。その他資料等をつくりまして、学術普及事業、これが約三百万円。大体そういうような事業がおもなものでございます。

○小野明君 この国際協力関係事業、研究事業ですか、この内容はどんなものですか。

○政府委員(宮地茂君) まあおもしろいものは、日米教育文化共同研究事業というのが中心的なものでございます。

○小野明君 それと、日米科学協力事業費というのがありますね。

○政府委員(宮地茂君) はい。

○小野明君 これが予算はおそらく二億円だと思っておりますが、二億円程度じゃないですかね。この二つの中身はどういうことをおやりになるのですか、具体的に説明をしてくれませんか。

○政府委員(宮地茂君) この日米科学につきましても、これは日米間の学者でいろいろ相談いたしましてテーマをきめておられますが、四十三年度からは、終戦直後のわが国が占領下に置かれておった時代、その当時のものもろの資料関係が年々とも散逸したりしますので、そういう戦後のこの数年間——何年までかはちょっとはつきり記憶いたしてありませんが、その間の諸般の諸資料を集めるというのが、一つの両者が到達した事業であったかと思っております。それからもう一つは、日米間の国民の文化程度を、ただ所得の点だけでは

なくて、いろいろな所得以外の生活程度、生活上の問題、諸般のことを要素として日米の国民の文化水準の調査検討をやるというものが、大体二つが、いまのところ四十三年度として両方が、日米間で一致したテーマであるように聞いております。それから、その他二、三方が出し合っているテーマが、それをどれにしぼっていくかというふうな相談を目下しておるというのが実情であったかと思っております。

○小野明君 これは日米だけで持たれておるので、名前は国際関係ということであれば、その他の国々ともこういった教育文化なりあるいは科学協力事業、そういった事業がなされておるものかどうか、その点はいかがですか。

○政府委員(宮地茂君) この日米科学のほうは、予算的に金額が多々ございますので、日米科学として一つ費目を起こしておるようです。それで、国際共同研究事業のほうは、中に日米教育文化共同研究事業が一千万円ございますが、あとの千五百万円は、その他の国との共同研究事業でございます。ちょっと、突然の御質問でございますが、私は手元に資料を持ちませんので、その程度で御了承いただきたいと思っております。

○小野明君 それでは、この事業内容についてひとつ私のところまで資料を出していただきたいと思っております。

それで、ここで問題なのは、この法律案が成立する際に、日本学術会議と緊密な連絡のもとに、この修正案が入っておるわけですね。これは、御木前文相時代に成立したもので、その点は十分日本学術会議との間にこの法律のとおり緊密な連絡があつておるものと思っておりますが、その点はいかがですか。

○政府委員(宮地茂君) そういうお尋ねのような点がございましたので、それに基つきまして、学術会議のほうからは、たしか会長、副会長以下大体十名前後の方だと思っておりますが、それと学術振興会のほうには会長、理事長、理事等、それに文部省は局長、審議官、課長等で連絡会を持っておりま

午後零時五十分休憩

午後一時五十分開会

○委員長(中村喜四郎君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

なお、政府側より灘尾文部大臣、宮地大学学術局長が出席いたしております。

○柏原ヤス君 文部大臣にお聞したいと思っておりますが、福岡教育大学の付属小学校の取崩事件が報道されておりますが、この結末はどのようなになりますか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 経過につきまして政府委員から御説明いたさせます。

○政府委員(宮地茂君) 福岡教育大学の付属福岡小学校におきまして教官の取崩事件につきまして、まことに大学を所管する文部省といたしましても申しわけないと思っております。

事の経緯を簡単に申し上げます。この問題は、今日まで六名の付属小学校の教諭が逮捕送検された理由は、四十三年度付属福岡小学校の入学者選抜にあたりまして、六名の教諭がそれぞれ、多数の志願者の父兄から、合格できるような有利な取り扱ひを受けた趣旨のもとに、現金または小切手の供与を受けた事実、並びに合格者の父兄から謝礼として現金または小切手の供与を受けた事実が、送検され、また起訴された理由でございます。その他四名の者が書類送検となっております。

この問題につきましては、まだ司直の手で今後いろいろと調べが進むわけでございますので、いまの段階におきまして私どもが確定的なことは申し上げられませんが、それにいたしまして、こういう不祥事件を起こすに至ったことは遺憾な

とでございますので、そういう意味から、大学におきましても、この問題についての調査対策委員会を設けて、この調査もいたしております。

それから、措置をいたしましては、起訴された者は、直ちに公務員法の規定に基づきまして休職を命じております。起訴者以外の書類送検された四名の教諭につきましても、自宅謹慎を命じておる次第でございます。また、これら教員の補充につきましても、福岡県教育委員会とも十分連絡をとりまして、今日まで七名の、いままです公立学校の教諭をしておられた方七名の方を新たに採用いたしまして、四月から始まりました新学期に備えておるような状況で、教育には支障がない状況でございます。

また、こういうことにかんがみまして、入学試験のあり方、ひいては付属小学校のあり方につきましても、福岡大学でも十分調査し検討するということも学長も申しておりますが、文部省におきましても、こういうことだけをするわけじゃございませんが、こういうことも大きな一つの理由でございます。今後付属小学校の入学試験のあり方、さらに付属学校のあり方につきましても、十分検討して、関連ではございますが、こういう問題の絶滅を期していきたい、こういうふうに考えております。

○柏原ヤス君 ただいまの答えで、入学試験のあり方とか付属小学校のあり方を検討すると、こういうふうにおっしゃっておりますが、文部大臣として、どこにそういう問題があったのか、またこれについてどう指導すべきかということについてお考えになっておられると思っておりますけれども、その点いかがでしょうか。

○国務大臣(灘尾弘吉君) いろいろの要素があると思っておりますので、現場の大学におきましても、また文部省といたしまして、あらためてひとつ検討したいと、こういうことを局長が申し上げましたように、この問題をどうも、付属小学校が何か特別選ばれた学校というふうな気持ちで世間の皆さんから見られるというふうなことも、あるいは

入学試験をむずかしくしておる、問題を起こす一つの理由にもなるかと、こういうふうにも存じておるわけでありまして、そればかりでももちろんないと思っております。付属小学校というものは、ただ単に特別なエリートを養成するとか、あるいはまた特別な層の方たちの子弟だけを預かるとかいうふうなわけのものじゃなからうと、前々から文部省としても考えておるところでございますが、それらに対して大きく性格の違ったような付属小学校になっておるとすれば、その辺については十分反省をしなければならぬと、また選抜の方法等につきましても必ずしも一様ではないようでございますが、現に福岡大学等で行なわれておりますような選抜方法が適当なのかどうか、こういう問題についても再検討する必要がありはしないか、こういう意味で先ほど局長も検討するということも申し上げたわけでございます。

○柏原ヤス君 こういう事件が起きた原因が、一般の父兄が付属小学校は選ばれた学校だ、エリート学校だというふうに思っているから、入学の問題などもきびしくなる、そういう点もこの問題が起る原因であるというふうなお話ですけれども、付属小学校のあり方自体には問題はあろうと思っております。そういう問題について文部大臣が触れていないように思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 私は、付属小学校のあり方について、本来の付属小学校の設置の目的になつたようなことになっておるかどうかという点をやはり再検討する必要があるかと存じております。その意味で再検討ということをお申し上げたわけでありまして、

なお、先ほどお答えの中に漏れておったと思っておりますが、まあ制度がどうであるとか試験がどうであるとかいうようなことでこの問題はただ検討するといふものじゃなからうと、学校の先生方の心がまえの問題といふものも非常に大切なことではないかと思っております。他にいろいろ原因もございまして、やはり教師として身を持するこ

とに清廉潔白な態度をもって身を保持していかねばならぬと思ふことは、当然要請されるべきことであると思ふ。そういう意味におきましても、関係の先生方の今後の反省を望みたいと、かように存じております。

○柏原ヤス君 いま大臣のお答えの中に、付属小学校設立の目的にかなったような教育が行なわれていくかどうかは疑問であるというようなばく然としたお返事ですけれども、実際はその目的にかなったような内容になっていないと思ふのです。その点について、もう少し現状の付属小学校の内容というものを大臣は知っていらつしやるかどうか、またどういふふう具体的に考へておられるか、お聞きしたいのです。

○政府委員(宮地茂君) 付属学校の目的にかなったような教育が現実の付属学校の教育として行なわれておるかどうかという点でございますが、私どものほうといたしましては、付属学校には二つの性格があるというふうな考へております。一つは、教育の理論その他いろいろの点につきましては、大学の教育学部等が実験をしていかなければいけない、そういう実験学校的な性格を持つ。もう一つは、今後、小・中学校の先生になっていくものについての実習学校、この二つの性格が付属学校としては大事な性格であると思ふ。したがって、この性格にのつたような教育運営がなされることを期待しておるわけでございます。

先生御指摘のように、そうではなくて、そういう目的はあつても、付属小学校であればよい中学校へ行くように、付属中学校であれば競争率の高い高等学校に合格するような、いわゆるそういう受験本位のエリート学校になっておるんじゃないかという御指摘と存じます。この点は、率直に申し上げまして、多くの付属学校の中には心ならずもそういう結果になっておる学校がなきにしもあらずというのを率直に感じます。そういう点につきましては、いろいろの理由がございまして、本来の付属学校のあるべき姿に立ち返つても

らいたい。そのためには、文部省もあるべき姿をもう少し検討もしたいし、大学も十分この趣旨に沿つたような運営もしてもらいたい、これが私どもの考へでございます。

○柏原ヤス君 いまお答えになつた点は、やや認めていらつしやるように受け取りますけれども、実際現場の先生方に聞いてみますと、確かに付属小学校からはいろいろの研究的な資料も出されている。指導法の研究や発表もされている。ところが、そういうものを見ても、またそういう研究会に臨んでみても、実際現場の教員について見ますと、何の役にも立たない。特殊な子供をきびしい条件へ入れて、条件をそろえて、そこで行なわれている研究とか指導なりというものは、実際には十人十色の子供を扱っている複雑な教育の現場では役に立たない、こういう声がほとんどだといふことが言えると思ふんです。そういう点、文部省としては何の関心も持たないで、これから検討しますとか何とかおっしゃつておられますけれども、付属小学校は最近できたものではなくて、戦前からありますし、その延長みたいな付属小学校が現在も経営されているわけなんです。それにしてももう少し真剣な気持ちでその問題を取り上げていただきたいと思ふんです。

○政府委員(宮地茂君) 付属小学校につきましては、終戦後新制大学になりまして間もなく、文部省といたしましては教員養成の学部を置きます大学の学長さん方に対しまして、大学付属学校設置要綱というものをつくつて、それを示しておるところでございます。それは先ほど来申しましたように、付属学校としては設置の目的趣旨は実験学校と同時に実習学校という性格を持った付属学校をつくるのである、したがつてこれのつとつて入学試験をやるように、あるいは運営もしていただくという指導もいたしておるところでございます。それで、たとえば具体的に付属学校にもいろいろの型の付属学校がございまして、いわゆる普通の学級、これにつきましては、一般に教育研究及び実習の見地から、素質の異なる各種の児

童生徒をもって構成することが望ましいのであるから、規定の学級数の範囲内で極力この趣旨に従つて学級編成はしない、あるいは入学選抜につきましては、きわめて著しく能力の劣る者等は除外するとしても、その他についてはできる限り入学の点数を争うということだけに合否の重点を置かないように、そのためには、たとえばテストを行なう、そしていわゆるはなはだしい不適格者を除外すれば、あとは定員超過をするときは抽せんによつてやるようにとかいつたような、こまかい指示はいままでもやつておるところでございます。十分この趣旨に沿つてもいろいろの欠陥もあろうかと思ふますが、福岡大学付属学校におきましては、入学試験のやり方が多少——いわゆる抽せんといふことは前後に全然やつておられません、いろいろな点で今回のような事件に結びつく原因になりかねないような点もあつておる、その他のいろいろの教育上にも問題がございまして、大学自身も研究していただくように、これは文部省のほうで要請する前に、学長自身がぜひ自分のほうで調査、検討したいと言つておられますし、また文部省としても、単に福岡大学だけでなく、全般的に付属学校の問題としてもなお一そう研究していきたい、こういうことでございます。

○柏原ヤス君 私が聞きしているのは、付属小学校と銘打つて経営して、そして先ほどおっしゃつたように実験学校として付属小学校は設けられておるんだ、こういうことですが、その実験学校として研究されたものが、実際の教育の現場で役立っているか。こういうふうな役立っている、現場の教員たちからは、非常に付属小学校から出されている資料が参考になったとか、指導法が生きて実践されているかということが問題なんです。そういう点で、事実こういう資料が役立っているか、指導法が実際の教育の場で大いに活用されているか、その事実があるかどうかですね。

○政府委員(宮地茂君) これはいまの教員養成、大学教員養成学部の前昔師範学校と言つておつた時代から、付属小学校がその地域の小学校教育に果たした役割りはきわめて大きいと思ふ。新制大学になりまして、付属学校でいろいろ学級の編成並びに付属学校の先生方が協力していろいろの実験を各科目にわたつておられて、あるいは学校運営についていろいろの研究をしておりますが、それはその地域の小学校教育、中学校教育で非常に役に立っているものと思ふ。いま直ちにそれでは具体的にどういふ研究テーマがどのようになつておるといふふうには私どもは考へておる。○柏原ヤス君 いま、役立っていると思はれるというお返事です。しかし、現場の先生方にお聞きになればわかると思ふのですが、何の役にも立っていない。特殊な子供を集めて、特別専門的にそれは研究はされているけれども役に立っていないという強い声は、文部省としても耳を傾けてお聞きになつたほうがいいと思ふんです。実際その指導法も、実際の教育効果をあげていない。やはり現場の教員は、十人十色の子供を前にしてどう教育効果をあげていったらいいかということにみんな悩んでいるわけなんです。その事実を認めていただいて、もう少し、実験学校として權威ある付属小学校の研究としてはこういうふうにしていくというふうな、そういう積極的な考へがあつてもいいんじゃないかと痛感するわけなんです。

○政府委員(宮地茂君) 私ども、現在の実験学校、実習学校の性格を持つ付属学校が、その趣旨に沿つて運営されておると存じます。中には、それはそうとしても、十分な効果があつていないというふうな点もあるいはあるかと思ふ。したがって、私どもその地域の教育に役立っていると思ふが、柏原先生のように、なおかつ役立っていないところもあるのだというふうなことにございまして、文部省はもちろんです、付属学校自身も率直に反省し、そういうことが事実であるとすれば、これは検討して、そういう批判の起らないように、実験学校、実習学校の使命を果たすような運営をするように、文部省も学校もつとめるべきだと思ふ。また、つとめたい

○委員長(中村喜四郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中村喜四郎君) 速記を起してくださ

○政府委員(宮地茂君) ただいまの小野先生の御質問でございますが、御指摘のような実情、実態を遺憾ながら私も十分に把握いたしておりません。したがって、実態に即さないで、一般的なお答えをすることもいかかと思存します。したがって、大学等の当事者の意見も聞くなり、あるいは十分調査の上、正確なお答えをさせていただきます。御了承を願います。

○松永忠二君 関連。いまの問題は、この前、岡委員も質問をされて、いま柏原委員も質問をされて、私は、やはり問題は重要であるから、こういふふうには党派の違つたところからやはり繰り返して質問があるんだと思うのです。私はこの前、局長のほうから、選挙の方針について文部省の出したものを読んで、そんならならばなものがあつたの、それが守られていないといふところに問題がある。それは私に思つたんですよ。それからまた、大臣が九州の地方へ行つて発言をされたことを新聞で見ると、この問題については、とにかく付属の選挙のやり方、教育については十分にひとつ改めていかなきゃならぬといふことを申されている。これは全く私たちが賛成なんです。先ほどから岡委員も言われているように、いろいろ議論をするけれども、それは具体的に言われないと何にもならぬじゃないかといふことを言っているわけだ。私はぜひひとつ、せつかくいま議論がされているところでありまして、私は文部省の出ている方針が、選挙の方針が完全に守られておれば、こういう問題は起こつてくる余地はないと思つたんですよ。それといふのは、ある程度のはずすとしても、そうでないものについては、いわゆる抽せんとかそういう機械的な選挙でやるというところが指導されて実施されていけば、いま心配しているものはほとんどなくなつてくるのじゃないか。しかし、現実はあるが、おっしゃることは全然

違つた方向で付属の学校の選挙が行なわれていることは事実ですよ。そうでないと言ふなら、われわれ幾らでも例を出しますよ。福岡の付属の先生の問題は、決して福岡の付属の先生のことじゃない、全国における付属の先生にやはり類似したようなことがあるはずな心配を私たちが抱いているわけですよ。文部省はどんな指導をしているんだらうとわれわれ思つたら、文部省の指導している項目といふのは、まことに適切だとおぼくは思つたんですよ。この前開いた範囲では、それを完全に実施するように、特にひとつ大臣、また局長にもお願いしたい。単に何か時間延ばした質問しているわけじゃないのであつて、付属の小学校の教育問題についてあつた議論がされている。しかも、国立学校設置法の議論をしていられるときに話をしないことには話ができないんじゃないかといふことで、われわれもしているわけなんです。だから、直接つたつと関係ないにしても、事実上文教委員会で議論するにはなかなか、やはり国立大学の問題は大学の法律を議論するときでなければ、十分な議論はできないのでやっていると、意図的にそういうことをやっていると、いふので、この点ひとつ大臣の御決意を聞いて、それをひとつ局長は必ず実施をするといふことであれば私たちが納得が出来ると思うのですが、特にひとつ大臣の御発言を願いたいと思つたのです。

○国務大臣(藤尾弘吉君) この問題につきましても、いま松永さんのお述べのとおりでございます。文部省の従来示しておられます方針が着実に実行されておれば、問題はよほど少なくなつてきていられると思つたのであります。いろいろまた不幸な事件も起こつたことではございますが、思つて新たにいたしまして、もう一ぺんこの問題について文部省としても検討をし、また各大学につきましても注意を喚起いたしまして、それぞれ改善策について検討するようにいたしたいと思存しております。実はそのことは大学局長に私のほうから命じているわけでございます。何らかの成果を期待し得るものと思つております。

○柏原ヤス君 大学の問題が取り上げられておりますので、それに関連して簡単に三つだけお聞きしたいと思つた。

これは私学振興の問題ですが、四十三年度の大学生急増対策においても従来どおり私立大学が占める比重が非常に重い。これに対して私立の学校、私学振興策拡充の内容といふものがあるかどうか、またありましたら簡単に聞かせ願ひたいと思つた。

○政府委員(村山松雄君) 私立大学が志願者の増加に応じて学部、学科を設置すること自体は、私学自体の発意に基づきまして、文部省は基準に合えばこれを認可するということで、格別に奨励はいたしておりません。

ところで、問題は設置せられた学部学科の運営についての助成の問題であります。これにつきましてはいろいろの角度から検討がなされているわけでありまして、現在のところでは、昨年出された臨時私立学校振興方策調査会の答申に基づきまして、従前やつておつた助成はこれをできるだけ強化する、それから新たな助成方策としては、經常的な教育研究費に對しまして四年制の私立大学を對象として物件費のものについてこれを助成するといふことで、これにつきましては新たに約三十億円の予算を計上いたしております。今後とも、従来やつてまいつたこと並びに今後新たに取り上げました教育研究費助成を拡充してまいりたい、かように思つております。

○柏原ヤス君 もう一点ですが、英国においても私立学校には非常な、經常収入の七〇%以上を国費でまかなつておりますけれども、わが国でも私立学校の授業料を国費でまかなつて国立学校並みにできないかどうか、こう思いますが、その点はいかがでしようか。

○政府委員(村山松雄君) 大学の制度は国によつて異なつておりました、イギリスのごときは、これを私学と言つてよろしいかどうかにつきましては議論が分かれますが、国が直接設置したものでないという意味で私学でありまして、これに對し

て助成が行なわれていることも御指摘のとおりでございます。

わが国の場合は、国・公・私立、これは学校教育法上は平等のたてまえでありまして、ただわがかに義務教育段階の小・中学校については市町村に設置義務が課されておる。それから、国・公立の義務教育の段階の学校につきましては、授業料を徴取しないという規定があるだけで、その他の面におきましては学校教育法上国・公・私立は平等のたてまえで、これを設置するのはそれぞれの発意に基づき、基準に合えば認可が行なわれる。認可せられた私立学校の経費については原則として設置者負担で行なう、足らざる面をできるだけ国あるいは公共団体の助成をする、こういうたてまえで、具体的な方策については調査会での答申を基礎としてやつておるわけでありまして、授業料を取らないでい程度まで助成を行なうというふうなことは調査会でもこまごまで示しております。私どもも少なくとも近い将来にそういう段階まで私学助成を行なうという用意はございせん。

○柏原ヤス君 以上です。

○松永忠二君 国立学校設置法の一部を改正する法律案の關係予算案といふものは参考資料としていただいてあるわけですが、これをちよつと説明していただきたいと思つた。

○政府委員(宮地茂君) 文理學部の改組といたしまして五千六十三万七千円、二大学分でございますが、それは千葉大学と愛媛大学でございます。で、千葉大学の文理學部は今度人文學部と理學部に分かれます。教養部はつくりませんが、これは學部ではございませんが、それに伴います経費が二千三百七十四万五千円でございます。で、この文理學部を改組することによりまして、定員を、學生定員は百六十五名ふえまして二百八十五名でございます。この學生定員に伴ひまして、學生一人当たり積算校費といふものがございまして、純増分の百六十五人の學生一人当たり校費が増加してまいるわけでございます。職員につきま

しては、教授四人が増員になりますが、この教授四人は、いわゆる振りかえと私どもが俗稱言っておりますもので、現実にあります講師の定員のうちの三人、助手の定員のうちの一人、計四人を教授に置きかえるものでございますので、いわゆる振りかえで、純増はございません。その他設置費が千三百二十七万。こういうことでございます。

愛媛大学につきましては、法文学部と理学部をつくります。二千六百八十九万二千円。学生定員は、千葉のときにも申し上げましたような形で、百人増員になりまして、これについての学生校費が増額になります。職員定員は十名の教授を増員いたしますが、この十名の振りかえといたしましては、助教一、講師三、四人が振りかえでございますので、純増六名の教授ということになります。設備費が九百九十九万九千円でございます。

また、大学院の設置につきましては、国立学校設置法で御審議いたしております四大学に大学院を置くことによつて八千万円余りの増額を要するわけでございます。これは内訳は、学生定員一、修士でございますが、四大学で二百六人、これも同じように二百六人について学生当たり校費がつきます。職員の定員につきましては、従来学部のうち充塞したものに修士課程をつけるというわけで、修士コースが置かれましたも、そのために学部の教授定員を増員するということは従来から行なっていないところでございます。

以上が概要でございます。

○松永忠二君 これはどういうことなんですか。学生定員がふえて、職員はゼロあるいはまた置きかえて、教授の数が非常に少なくなつてきています。これはあれですか、普通の場合の大学設置基準等に示されているようなそういう配置とどういうふうな関係になるのですか。それをお聞かせ願います。

○政府委員(宮地茂君) これは私ども大学をつくります場合に、私立大学も公立大学も同じでございますが、いろいろ大学をつくりたい、ま

あ大学をつくるという場合は、基礎は学部でございますが、その場合に大学設置基準というものができておりました、一応その設置基準を一つのめどといたしまして、その設置基準を少なくとも下回らないように、国立は教官定員の措置をしておる、その結果でございます。

○松永忠二君 そうするとあれですか、これは設置基準に伴う定員が完全に配置をされているけれども、百六十五人学生定員がふえても、職員のほうは四人しかふえない、こういうことなんですか。これはあるいは定員について幾ぶん削減をしていくという考え方でこういうものをやられておるのか。まあわれわれ常識的に考えて、百六十五人の純増と百十人の純増ということになると、これだけの教授では足らぬのではないかと、講師、助教の振りかえをやつて、あと講師、助教にどういうふうな助手や講師をするのか、これで基準に合致をするのかどうかということ、あるいははまた特別な事情があつて、増員はされても、現実に定員はそれだけふやせないという事情でそうなつておるのか、その点をひとつお聞かせ願います。

○政府委員(宮地茂君) いま松永先生のおっしゃいましたあの段の、要するに増員はしても一方削られるから、差し引きゼロになるのだという計算ではございません。それと、これは実は全体の四か年間で完成してまいります。学生は文理学部が改組されましたも一年生から入ってくるわけで、学年進行で、今度改組しました愛媛でございますと、法文学部と理学部に分かれる。これは来年は一年生だけでございます。四年後に完成していくというところで、学年進行で教官の増員をする、その初年度分に当たつておる、そういうことでございます。

○松永忠二君 そうすると、こういう把握でいいわけですか。従来基準として置いておる教授、助教、助手の人数、これは何ら変動なしに増員される学生定員に伴つて増加をされているんだと、その初年度、これで少しもそれに影響されている

配置ではないと、こういう把握でよろしいのですか。

○政府委員(宮地茂君) 大体そういうことでございます。

○松永忠二君 わかりました。そうすると、これは例の三%とか、五%減とかということは全然関係のない、そういうものには影響されない定員配置になつておると、こういうことですか。

○政府委員(宮地茂君) さようでございます。

○松永忠二君 それでは、続けてお聞きをいたしますが、ここで文部省に出していただいた「予算要求事項別表」の「教官当積算校費」、これはもちろんこの予算の中にも考えられているわけでありまが、この教官当たり積算校費というものは五%の増加を見ているというわけでありまが、これは一体現実にどんな内訳をもつて各大学に伝達されているのか、これをひとつお聞かせください。

○政府委員(宮地茂君) これは教官当たり積算校費は、申し上げますと、大きく分けまして講座制と、修士講座制と、学科目制と、この三つの大きくりに分けております。それから、それぞれのくりの中を実験系、非実験系、それから医学部、病院等では臨床と、こういうまた三つのくりに分けてまして、わかりよく申し上げます、非実験と申しますのは、これは文科系のもの、実験と申しますのは理工系のものでございます。

で、教官当たり積算校費と申しますものは、使われ方といたしましては、教員の給与等は別途給与費がございしますが、その他のいろいろな教育研究をやります場合に、大きな設備は設備費として別にございます。したがって、先ほど来私立学校の経常的教育研究費のときに管理局長が答えましたが、私立にたとへますれば、そういう経常的なものに充てられておる経費でございます。いろいろいま申しましたような分け方でそれぞれ一人当たりの単価を出しまして、それにその学校の教授、助教、講師、助手、こういった人の定員を乗じまして、全体の金額を積算し、各大学に配分しておるといふ事情でございます。

○松永忠二君 これは教官当たり積算校費、あるいは俗にいえば教官研究費といふんですね。これが増額をしてほしいということ、そしてまたそれが必要であるというところは言われておるところです。従来これについてはどういふ方をされておるんですか、この点は内容はどうですか。文部省のとめ置き予算というのがある。それからまた、大学の本部の大学運営費というものが別途またある。それからまた、いま話のあつたような講座制とか学科制、実験、非実験ということになつていくと、純粋の研究費というものは非常に掲げられておる費用より少なくなつてきているんだ、こういう点を改めていかなければいけないということ、従来教官研究費でよく言われておる事柄です。これについては一体現実に改善をされてどういふふうになつてきているのか、いま現状はどうなつておるのか、その点をひとつお聞かせをいただきたい。

○政府委員(宮地茂君) 教官当たり積算校費と申しますものは、先ほど先生の御指摘になられましたように、一時、過去におきましては教官研究費という名称であつたことがございました。そういったと、先ほど来申しておりますように、かつて言われたこの教官研究費と、いまの教官当たり積算校費ですが、これは学生一人当たりの校費もあるわけでございまして、それらが学校の教育研究の経常的な経費の中心的な要素になつておるわけなんです。したがって、従来教官研究費という名前なんだから、教官の研究だけに使うのであつて、ほかのものに使つてはいけないんだというふうなことを大学の先生のうちではおっしゃる方もできてくる。それで、しかし、教官研究費という名称であるから研究にだけ使つてその他の経常費には使つてはいけないんだとなりまして、また教官研究費を細分いたしましたいろいろなこと、また教官研究費を細分いたしましたいろいろな問題も起こりまして、またそういう誤解はともかくとして、要するに教官

当たり校費なり学生校費なり、こういうものをふやしていくということが一番重要なことだと考えまして、文部省におきましては過去今日まで、非常に地味な経費でございますが、一応こういうものを基準経費と呼んでおりますが、これを非常に重視しまして、毎年少なくとも一〇%アップぐらいを目標に過去から今日に至っておるわけで、ただことしは五%ということで、昨年、一昨年よりもアップ率が多少低いわけですが、一応そういうことでございます。

○松永忠二君 私の開いてるのは、やはり教官研究費ではそういうふうな類推がされるので、一教官当り積算校費」という名前にした。そうすると結局、純粋の研究費ですね、これが教官でいえば大学の経常研究費に当たるわけですね、これは。普通の科学研究費とはこれまた違ふ。まあ経常的な研究費、これは一体純粋と言っちゃいかぬけど、この中にある研究費というのは、全体の金額のどのくらいなパーセンテージになるんですか、それをひとつお聞かせいただきたい。

○政府委員(宮地茂君) ちょっと恐縮ですが、それは学校当たりですか、全体ですか。

○松永忠二君 全体。

○政府委員(宮地茂君) 松永先生の御質問の意味はわかるんですが、ただ、その分析のしかたが非常にむずかしいと思うんですが、この教官当たり校費のトータルは四十三年度二百七億一千三百八十五万六千円です。二百七億でございます。前年度は百八十九億でございますので、十七億ばかりの増になっております。それに対して全体の国立学校特別会計の予算に対してこれが何%になるかということ、まあ計算すれば出ますが、むしろ純粋……

○松永忠二君 そうじゃありません。私の開いているのはそういうことじゃなくて、よく文部省のとめ置き予算が六%くらいだとか、大学本部の大学運営費、光熱費とかあるいは共通図書費等が幾らとかというふうなことで、それを差し引いてみると、純粋のつまり教官研究費は全体のうちの三分

の二どか四分の一だとかということと言われたりするわけですね。で、そういうふうなことで、それからまた、あなたがおっしゃった学科目制の大学で実験科目の教授というのは一体金額は幾らになるか、あるいは非実験の助手というのは一体どのくらい金額になるのか。これは従来、大学の予算をいろいろ考えるときに、できるだけこれをひとつ拡大をしていきたい、そういうふうなことを考えて、文部省自身も必要としてだんだん予算をふやしてきているわけですが、これも、事実上、教官の一人当たりの研究費、こういうものは一体この教官当たり積算校費の中で何割を占めているのか。それでまた、その単位、単価というか、積算の中で、一、二の例をあげて助手と教授というふうなものについての数字を示してもらいたい、こういうことを言っているわけですね。

○政府委員(宮地茂君) いろいろ御質問ございましたが、前段のほうの、いわゆるとめ置きとお話が出ましたが、実は、いろいろ言われますが、文部省はとめ置きがないんです。文部省は積算どおり大学に配ります。ただ、配る時期が何回に分けて配るかということがございますが、これは全部配ります。ところが、大学におきましては、配られたものを大学本部のほうで共通経費として、教官校費、学生校費、とりわけ教官校費というの、教官の方がこれは自分の教官研究費だというので、非常にそれを、極端にいいますとそのとおり配分せよというふうなことになりますと、本部として学校全体の共通的な経費の出ようがないというので、いま先生がおっしゃいますとめ置き云々の問題は大学内の問題でございます。学校によって非常に違います。各学部配った後に、学部から、学校全体の運営で要るだろうからといって、一ぺんもらっておいてまた出したり、あるいは初めからカットして一〇%は置いておけといったような配分のしかたをやっておるところもございまして、その問題であらうと思っております。それから、教官当たり積算校費のことですが、先ほど来申しましたように、大きく、小さく

くり、そういうことで非常に種類が多ございまして、たとえば学科目制に例をとりますと、非実験の教授は教授一人当たり二十一万九千二百円でございます。それから、非実験の助教授は十二万一千円、講師は九万三千円、助手は六万六千四百円。それが同じ学科目制でも実験系になりますと、教授一人当たり校費が七十二万八千二百円、助教授四十三万九千五百円、講師二十六万八千六百円、助手十二万二千円、これはもちろん年間一人当たり校費、一年間にこれだけという積算でございます。

で、それをそれじゃ純粋に研究費に幾らでそうでないものに幾らというところは、これは事実上その調査は不可能に近いというのが正直なところでございます。と申しますのは、これを大学全体といたしまして、積算は一人当たりで積算されておりますが、全体の金額として、その中から書物も書いてますし、あるいは小さな備品程度も買いますし、場合によりましては実験実習の場合の水道料、ガス代、こういう光熱水料にも使われますので、そのいま先生がお尋ねのような区分での把握ということにはなかなかむずかしいというのが実情でございます。

○松永忠二君 あなたがいまおっしゃったのは積算の基礎を言われたわけで、それに対して数を掛けて、教官当たり積算校費というの出すわけですね。私の言っているのは、従来教官研究費といつたときにもやはりとめ置き予算というのはその中から出されてきた。とめ置き予算と言っちゃいかぬけれども、いろいろ大学のいま言う光熱の費用であるとか、いろいろな費用も出されておった。できるだけ教官の純粋な研究費を高めていきたいというふうなことで、いろいろ議論をされてきたわけですね。私たちがいろいろと、やはり純粋にその研究費として使われるものは一体どのくらいあるのだろうかということを知りたいわけですね。

それからまた、いまのお話だと、要するに大学の運営のたため置き予算というのは各大学で

自由にやられているということになると、これまたやっぱり一定の基準があつてやられるのはけっこうだけれども、ちょうどよく問題になるのは小・中・高等学校ですね。先生の旅費は積算の単価がきまつているが、現実に使われている旅費は一般的にそんなに使われないで、非常に集約的に使われているところで問題があるというふうなことを言われているわけなんです。そういうふうなことから考えてみて、私たちがやはり運営に使われる費用と事実上その大学の先生の研究に使われる費用がどのくらいの割合になつていくかというところは、われわれとしても知りたいわけなんです。ただ積算の単価がきまつているというのじゃなくて、現実的にどうなんだということを知りたいわけなんです。そこで私お伺いをしたわけですが、またひとつ資料でもおありになつたらお示しく下さい。これは従来大学の予算のときにはいつでもわれわれは問題にしてきたしする問題というので、お尋ねをしたわけでありまして。——よろしゅうございます。あとでまたひとつお出しください。

そこで、科学研究費のほうは一つここに出てくるわけですが、これは非常に拡大をされて、最終的にいろいろ努力をされて金額もふえてきた問題なんですけれども、この科学研究費というのは一体どういふふうな内訳で使われているのか、この点をひとつお話を願いたい。

○政府委員(宮地茂君) 科学研究費が四十三年度一億五千億、四十二年より約八億増の五十億計上されておりますが、その内訳といたしましては、これはいろいろな名称に分かれておりますが、総合研究、あるいは基幹研究、各個研究、試験研究といったようなもの、そのほか研究結果の刊行費、あるいはガン等の特別研究費、まあこういったような種目に分かれておりましたが、それぞれの申請者、研究者から申請がございまして、その申請も、いま私が申しましたような種目別に申請がなされておるわけでございます。その場合五十億になります。それをどのように各部門に配

分するかどうかという事は、科学研究費の配分委員会でそういつたこともあわせ検討して、その個々の研究者に配分され交付されていくということでございます。

○松永忠二君 この科学研究費のほかに、日米科学協力事業の研究費、受託研究費というのがあると言われていたわけですが、これはあれですか。従来とは少し変わってきたんですか。こういうものについては、たとえば昭和三十九年度には日米科学協力事業の研究費が三億一千万円だった、受託研究費が一億四千万あったと、こういう金額が示されているわけですが、これは現状どうなっておりますか。先ほど小野委員からも少し話が出ておりましたけれども、これはどういうふうな……。

○政府委員(宮地茂君) ちよつと御質問の御趣旨がどうもはかぬわけでございますが、先生、受託研究費ということと日米科学研究費、二つ合わせて言っておられますので、ちよつと私のほうで把握していくんですが、受託研究費につきましては、これは去年の秋ごろから問題になりました件でございます、各大学が外部から委託を受けて、それが大学の機能上その委託を受けて貢献し得るといったようなものは、大学としてその委託を受けて研究をし、その成果を委託者に示すといったようなことで、受託研究制度というのがあるわけですが、そのことと日米科学のほうはちよつとつながりがないんですが……。

○松永忠二君 別個です、別個。金額はどうかという事です。どういうふうな把握しているか。これはもう全然ないんですか、あるんですか。それから、受託研究費というのは一体全然なくなっているんですか、あるんですか。

○政府委員(宮地茂君) 受託研究費は予算に計上いたしております。国立学校では受託研究費という項目がございます。これは各大学が、これは一般の民間会社等からも委託を受けますが、その場合に受託料を取ります。それは国庫に入れさせます。そのかわりそれに見合う金として、受託研究費を歳出として予算に組んでおるわけでございます。

○松永忠二君 その金額を聞いていますよ。金額を言ってください、ちよつと。——それじゃあそれはあとでひとつ出してください。私の聞いているのはね、金額を聞いておるわけですから、どのくらいあるものか。それから、日米科学協力事業の研究費というのは現在では全然ないのかどうか。これは日米科学委員会できまっていた科学協力事業を中心とする経費としてこれはあるのかないのか、金額的にはどういふ金額になっているのか、こういうこと。まあそれわかつたら、ひとつ言ってください。

○政府委員(井内慶次郎君) 受託研究費の点につきまして、数字をお伝えいたします。昭和四十年年度が大体一億六千三百万、四十一年年度が二億四千万でございますが、一応四十三年の受託研究費の、これは歳入予算と歳出予算と両方に予算計上いたしますが、四十三年度予算におきましては、歳入の予定といたしまして一億四千万二千二百五十千円、それで、この点は先生も御存じかと思えますけれども、翌年度の予算を組みますときに、前年度の大体七月末ごろに各大学から、翌年度どの会社から幾ら受託されそうであるという内訳を一応とりまして、それで予算計上を一応いたします。ただ、その当該年度に実際に進行してまいりますと、予算編成のときに予想していなかった受託が出てくるわけです。あるいは過不足があります、それが出てまいりますと、いわゆる弾力条項の適用と申しますか、予備費と同じようななかっつこうで、歳入がたぐさん入つたら歳出予算も自動的に使つていくというふうな、こういうふうな扱いになっております。四十三年度予算におきましては、受託研究費の歳入を一億四千万二千二百五十千円、こういうふうな扱いになっております。

○松永忠二君 日米科学協力研究事業費、これあるのかないのか。

○政府委員(宮地茂君) 日米科学のほうは、日本学術振興会の予算といたしまして、日米科学協力研究事業費一億九千四百万円が予定されております。

○松永忠二君 そこで、私お尋ねしたのは、大学の先生方に関係した研究費というのがどういふふうな項目の中に入っているかというふうな意味でお尋ねをしたわけですが、その中の科学研究費の問題です。この科学研究費については、私資料で間違いないならば、昭和四十二年は四十一億で、申請総額が二百四十一億円だったと、こういう話であります。昭和四十三年度についてはここに書いておられるように総額で五十億、小さい項目の科学研究費で四十五億六千万と、こういうふうに出ているわけですが、この現状はどんな状況でありますか。

○政府委員(宮地茂君) 科学研究費の申請のありました課題件数は約二万で、四十二年度分が二万でございます。そのうち採択いたしましたのは四千二百件で、これは約申請の二〇%に当たります。それから、経費のほうで申し上げますと、それは申請総額の約一八%、四十一億円ということになっております。

○松永忠二君 本年度はどうですか。

○政府委員(宮地茂君) 四十三年度は、研究費の総額は五十億でございます。ただ、それにつきましてまだ配分をいたしておりませんので、申請もいまほとんど、締め切りは近うございますが、募集中でございますので、トータルはまだ集計されておりませんし、これからそのうちの何件に配分をするかという件数は、大体ことしで八月過ぎ、九月ごろになりまして、四十二年度のような配分件数が確定いたしません。

○松永忠二君 そうすると、大体要求の件数、金額というのは、昭和四十三年についても大体のところはおわかりじゃないですか。全然わからないのですか。いろいろなものに金額も出ているのですか。いろいろなものに金額も出ているのですか。そういうところに間違いはないかどうか。

○政府委員(宮地茂君) これは従来の数年間の実績を見ましても、申請件数もふえますし、したがって申請金額もふえております。そういうこと

から申しますと、昨年は約二百五十億ぐらいな申請金額でございましたが、ことしはそれより上回つて三百億前後の申請金額になるのではないかと申します。現実には五十億の経費しかございませぬ。それで、三分の五と五と五というものが実際に行くと比率にならうかと思ひます。

○松永忠二君 これは、予算の要求は幾ら要求されたのですか、金額は。

○政府委員(宮地茂君) 百億でございます。

○松永忠二君 そこで、科学研究費配分の現状というものについて、その状況を話したいと思ひます。

○政府委員(宮地茂君) 科学研究費配分の状況……。

○松永忠二君 ことしの、現在までに至つていられる状況。

○政府委員(宮地茂君) 御質問の趣旨は、科学研究費配分につきましていろいろ改善策を考へておる、その今日までの経緯はどうかという御趣旨であるかと思ひますが、お答え申し上げます。

この科学研究費の補助金につきましては、松永先生も先ほどからおっしゃられておられますように、研究者にとりましては非常に重要な補助金でございます。そういうことで、研究者はもちろん、文部省といたしましては、この金額の増額をはかると同時に、真に研究者のためになるようにこの経費が配分されることを常に頭に置いてきたわけでございます。ところで、この科学研究費の配分につきましてはいろいろ問題がございまして、一昨年来文部省に学術奨励審議会というものがございまして、その分科会での問題を検討しておりましたが、昨年学術奨励審議会が学術審議会に改組されました。そこでまた学術奨励審議会時代の研究を引き続いて検討されました。その結果、昨年十二月に文部大臣あて御答申をいただきました。それによりまして、従来から問題にされておつたところですが、先ほど申し上げた科学研究費を配分する場合の区分、たとえば総合研究とか、機関研究、各個研究、試験研究、こう

いったようなものがござりますが、これをもう少し適正な区分にはどうか。一例を申し上げますと、総合研究というものは大ぜいの方がほんとうに力を合わせて一つの目標に向かって研究するわけですが、現実には個人個人の研究を単に積み上げた個人研究の集合体にすぎないといったようなものもありまして、中には研究者同士の研究に關連することではござりますが、研究連絡を中心とする事務的な経費のようなものも総合研究費の中で行なわれておた。こういうようなことから、これを今後総合研究はAとBに分けるといったようなこと、その他時間の関係がありますので省略しますが、いろいろ現在の区分についてもよく研究をする必要があるということで、種目につきまして改善の答申がなされました。

それから、現実に金額の配分をいたします場合に、従来大体百二十名の方がこの配分に当たっておられたわけですが、非常に学問的な研究の専門分野、専門分科、こういうものは広うござりますが、それを百二十人でやるということには必ずしも公正でない。むしろ人数をふやしてやるべきだ。したがって、それは四百名ぐらいにしたほうがいいであろう。と申しますのは、従来人数も少なく、また一つの申請件数に対して一人の人が審査をすれば、それで大体補助金の配分の合否が決定されるというようなことではございしたが、これをもっと慎重に公正にやるためには、一人の人の研究に対して三名の方が審査に当たってやるほうがより公正であろうということ、それとまた、そういう三名の人が一つの申請を見まして採点をしますと、ただ点数だけで高順位にとるといふのはどうか。したがって、最後に全体の問題をもう一度総合的な観点から見るための審査方式、いわゆる二段審査方式にしたほうがより的確ではないかといったようなことを趣旨といたします御答申をいただきました。

文部省といましては、これに基づいて四十三年度の科学研究費の配分をしようということになったわけでございます。ただ、この科学研究費

の配分につきましては、直接そういう配分のことを審議していただく委員の先生、これは従来から学術会議の御推薦をいただいております。ことしその学術会議の御推薦をいただくべく努力いたしましたのでござりますが、学術会議といたしましては、急に四十三年度からそういう新しい方式にするのでは、時間的にも委員を推薦するのに間にも合わないし、一年待たらどうかと、一年待つべきだということもござりました。しかし、私どものほうとしましては、先ほど来申しますように、種々長い間問題にされておたことのご改善案がせつかく答申になってあらわれた次第でもございまして、また先ほど申しておりますように、五十億の科学研究費も、そういう新しい配分方式にする、従来の短所は改められていい形でやれるということ、五十億の予算もついておりますし、またその内訳として従来百二十名ばかりの審査員であったのを四百名にするといったような予算もついておりますし、そういうようなことから、文部省といましては、四十三年度から実施しようということ、ただそれにお話し合ひ、学術会議といましては、いろいろお話し合ひ、申し上げたのですが、十分な御了解を得られませんでした、学術会議から四十三年度は御推薦いただけなかったというところは遺憾なことではございましたが、以上そういう経過で今日に至っておりますことでございます。

○松永忠二君 そうすると、現在文部省の態度としては、これはどうするんですか、どういふやり方でおやりになるという考えを持っておられるんですか。

○政府委員(宮地茂君) 学術会議のほうから以上のような経緯で御推薦をいただけてませんでした。しかしながら、一方におきましては、研究者のほうからは四十三年度の配分申請もほとんど出そろっております。それで、一刻も早く新しい方法で科学研究費を研究者に配分したいということ、学術会議から御推薦がいただけませんので、文部省のほうでその委員を選考せざるを得ないと

いうことになりました。そこで、現実の具体的な問題といたしましては、学術審議会というのが文部省にございまして、そのほうで御答申もいただきましたし、その中には学術会議の会員をしていらつしやる先生も六、七名おられますし、学術会議の先生方と劣らないような先生も各分野についておられます。そういう先生方も学術会議との関係もいろいろお骨折りいただきましたし、従来からのいきさつも御存じでございますので、直接にはそれらの先生方で御選考をいただいで、その方式で本年度は科学研究費の配分をしていきたいという考えでおります。

○松永忠二君 そこら辺、もう少しはっきり聞かしてください。学術審議会の人たちにお願いをし、その人たちがやってもらうんですか、学術審議会が推薦をした人を使うんですか、それともそうではなくて、まあ学術審議会の意見も聞くけれども、文部省自身が選考するんですか。この点はいまどういふふうなお考えですか。その辺、もう少し明確に言ってください。

○政府委員(宮地茂君) これは従来からも、また今度の改正案でも、科学研究費の配分は文部大臣の権限でございまして、科学研究費配分の委員の任命権も文部大臣でございまして、したがって、文部大臣の關係は従来と変わりはないでございます。ただ、文部大臣が任命権者であることと申しません。私も、私も大学局長とかあるいは課長とかだけではない、大臣にその人を発令してもらうというところは、これは適切でございませぬので、具体的に申しますと、学術審議会の先生方いろいろな御相談も申し上げ、学術審議会の先生方からいろいろ御推薦をいただき、それを文部省として文部大臣の責任において発令する、そういうふうなことではございせん。これは考え方も制度的にも従来とそこは変わっておりませぬ。

○松永忠二君 学術審議会が推薦をさせていただくと言いますが、これはどのくらいな人数の人を推薦してもらって、そうしておやりになるつもりな

んですか。文部大臣の権限なんというふうなことは別にお話をいたしたかぬでも、これは当然のことですから、あれですけれども、学術審議会にどのくらいの人を推薦してもらって、そうしてそれを委員に選考して、そうしてその人たちにお願いをする、これはどうですか。

○政府委員(宮地茂君) これは専門分野というものが幾つかの分野に分かれます。その各専門分野の中にまたそれぞれ細分いたしました、専門分科というふうなことを従来からもとっておりますし、今後もとります。そういう形におきまして、それぞれの専門分科で人数が一定いたしておりませぬが、構成といたしましては四百名を予定いたしております。四百名を決定するためには、四百名以上の人を一応候補者として考えなければ最後の四百名が決定いたしませんので、学術会議のほうへ文部省が委員推薦をしてもらいますときは四百名の定数の一・五倍ないし二倍ぐらい、従来も百二十名でございましたが、その二倍に当たるものを候補者として御推薦いただいております。

○松永忠二君 私聞いておるのは、いま現在どうしてやるかということ聞いてるわけなんです。いまから六百名を学術審議会に推薦してもらって、その中の人たちから答申を受けたような方法でやりたいというのか。ことしはそうではないに、どういふようなやり方であろうとしておるのか。

○政府委員(宮地茂君) 学術審議会のほうで一応四百名の委員を選ぶために、文部省で四百名の委員を發令するについて、審議会としてはそれを上回る数字でいま検討しております。学術審議会としてはおそろく、四百名につきまして、こういう人々で構成されるのがよろしいであろうというふうなことは形式的には諮問とか答申とかいふ形ではなくてお願いいたしておりますので、実質的な御推薦があるかと思ひます。それに基づきまして、私どもとしましては、文部省としてもそれに責任が持てるという判断をいたしますれば、それに基づいて文部大臣の發令をするという手続にならう

かと思ひます。

○松永忠二君 四月二十四日に日本学術会議が総会を開き、きょうも開いているようですが、最初の日に、審査委員の推薦を拒否した執行部の措置を追認しておられるわけですね。そういう事象から考えてみて、あなたのおっしゃったようなことが順当に進んでいくという見通しを持っておられる、そういうことをお考えなんですか。この学術会議が総会で、審査委員の推薦を拒否したいままの執行部のやり方はよろしいというわけで、措置を追認したということは発表にもなっておられるわけですね。そうすると、そういう段階で学術審議会から六百名の人を推薦してもらってその中から四百名を選んでいくというあなたのいまのやり方が順調に進んでいくというふうにあなたとしては御判断をされて、そういうことを言われておられるのですか。これはもう間違ひなくそういう方向で解決できるというふうにお考えですか。

○政府委員(宮地茂君) 学術会議のほうへは四百名に対して一・五倍ないし二倍というお願いをいたしました。したが、学術会議のほうからは御推薦をいただけませんでした。それで、文部省としては、先ほど申しましたような形で、いま学術審議会のほうへ推薦を願っておる。で、現在の段階では八割方くらいの委員のめどがついておりますが、少なくとも四月下旬、五月上旬を待たないうちに、最終的な決定をしたい、こういうふうにお考えおられますが、そちらのほうは、私どもの考えでは大体順調に文部省としての選挙ということはいくというふうにお考えおられます。

ただ、先生の御質問の御趣旨がよくわかりませんでしたが、一方、学術会議のほうではいろいろ総会を開いてやっていると、そちらのほうの関係は今後どうかという、あるいはそういう意味のお気持ちでありますれば、その点は、文部省といいたしましては、ことはやむを得ず独自の方法をとりました。が、四十四年度以降学術会議のほうで答申の趣旨に沿った形で御推薦いただければ、ぜひ御推薦をいただきたいということをお話ししてお

る次第でございます。

○松永忠二君 私の聞いておられるのは、これから日本学術会議とどういうふうにするのか、なかなかというところを聞いておられるのじやなくて、学術審議会の推薦を六百人してもらって、その中から四百人を選んで、答申に合ったような方法でやるというふうな点について、まあスムーズにいけるかどうか、どうなるかというところを心配しているわけですね。問題は、いずれも学会を持つておられるわけですね。かりにその中の人が選ばれたとしても、その人たちが拒否をしてきたら、一体どういうことになるだろうか。むしろ学会の意見というものを相当尊重する中で学術会議というのはいろいろと運営をされておられるようにすけれども、そういうふうな点で私は——まあそういう点について少しも心配なしに、ことは時間がたておくれたらだけで、この配分というものはスムーズにいけるものか、というふうにお考えになっておられるんですか。それとも、そういう点について今後問題点もあるというふうにお考えをされて、その措置を何とか考えていこうという気持ちを持っておられるのか。文部省としてはもう独自でやるんだという態度を三月ごろにきめられたんで、そのとおりやっていくだけだということをお考えなんですか。

まあわれわれが心配することは、かりにそれじゃ四百名が選ばれたとしても、その四百名の人たちが各学会で相談した結果拒否をしてきたらどうなるか。私はこの際御遠慮したいというふうな点になってきたらどうだろうか。特に、学術会議の総会等で現在の措置を認め、特にその中で学術審議会に入っている人たちが審議会の案を持ち出したことについていろいろ批判もあつて、その人たちは今後はそういう態度はしない、学術会議の基本線に立ってやるんだ、というふうなことで報道されたり、確認されているようですから、そういう点から考えてみると、あなたの考えるような行き方にスムーズにいけるかどうかというところを私は心配している。こういう点はちつとも心配なしにスムーズにいけるといって御判断なんですか。

○政府委員(宮地茂君) 四十三年度のやり方は、先ほど申し上げておきますように、私はこれは必ずしもいい形ではない。やむを得ない措置ではあつてもいい形ではないという点で、私どもは非常によかつたよかつたという気持ちではなく、そういう意味で非常に心配もいたしておりましたが、ただ、心配はいたしておりますが、要は、一刻も早く申請をされておられる研究者に適正に科研費が配られるということが最上の目的でございますので、現段階におきましてはその最上の目的を達成すべく努力をしておる。

ただ、その見通しといたしましては、先ほど来先生がいろいろおっしゃいますようなことが、学術会議関係者にも言われ、審議会にも言われ、必ずしも先生がおっしゃいますように学術審議会だけの批評でもないようでございますが、現在のところはそのようなことも十分頭に置いて八割方は大体了承されて、審議会にお願ひして文部省のほうに御推薦いただくと委員の選挙は進んでおるといふふうに私も考えております。

○松永忠二君 そうすると、これはあれですか、これからの順序としてはどういうふうな……。いままで十二月ごろに申請書を出して、二月に締め切つて、三月から四月に審査をする、そして夏休み前に内定をするというふうなやり方をやっておられたのですけれども、これはどういうふうな順序になるのですか、これからの日程的なめどは。

○政府委員(宮地茂君) 申請の締め切りは大体いたした段階でございますので、いま申しましたような形で審査委員の人選を極力進めております。(委員長退席、理事楠正俊君着席) したが、先ほど申しました一段審査を五月中には行ない、二段審査は六月に行ない、内定をいたしましては七月ないし八月までには内定し、おそくても研究者の手に渡るのは九月末を越さないようにという一応の目標を立ててやっております。前年に比べまして一月余りそれぞれ段階でズレが

きておるといふ実情でございます。

○松永忠二君 まあもとこの話のいろいろ紛糾してきたとも、この科学研究費が非常に重要だから従来のような順序で早くひとつ渡したいと、それについてはそのやり方は少し、いきなり持つていくのは無理ではないかということ、必ずしも二段階審査に絶対反対ということではない、一年かかって検討しようじゃないかというふうな案も実際出てきていたようでありました。そういう意味でいうと、私はやはり従来どおりの、できるだけ早くやるというふうな点について学術会議も考えておられたのであつて、重要性を認識をされている点は私は別に変わりはないと思つておる。

ただ、おっしゃるような予定でいくというお話がありました。その間にどういふ問題が起つてまいりませんか。まあ特に四月の十日には学術会議の学会代表を集めて懇親会やつたようですが、この意見も、その結果は学術会議のきめた方向を正しいとしておられる。総会は総会で、これまたそれを正しいとしておられるというふうなことで、今後どういふふうな方向に行くのか、特に心配になる点だと私たちが思うのです。

そこで、この従来の方式と新しい方式で特に学術会議が危惧を抱いたのは、どういふところに問題があるのでしょうか。いまお話がありましたように、審査に對し必ずしも一〇〇%肯定をしていくということではないわけですね。まあ改むべきものもいろいろあるということだけれども、特に学術会議が終始非常に心配をしたという点、あるいはまた危惧を抱いたという点、どういふところに問題があるというふうにお考えでしょうか。○政府委員(宮地茂君) これは昨年の秋ごろから今日まで非常に経緯がございます。したが、いま申し上げて、若干私どもとしてはニュアンスが違ふように受け取つておられますが、昨年の十二月二十日付で学術会議会長から文部大臣あてに出された申し入れ書を見ますと、審査委員の選挙方法について根本的な疑義を持たざるを得ないということ

ございました。ところで、今日の段階では学会、協会の意見を聞いておるし、急に発足することはまだ学会、協会の意見を十分に聞いていないから待つてほしいということ、だいたい違ふわけでございますが、まあ学術会議といたしましては、従来の方式の非は認められつつも、委員の選考等につきましては自分たちで考えておるのだから、まあ待つてほしいということではないかというふうな推測いたしております。

○松永忠二君 そのほかにはいりませんか。いまお話のあったのだと、学会へ十分にはかかってからきめたいということ、それが十分にできないからというお話もあつたと思うんですが、そのほかにかやっぱ具体的なことがあつたんじゃないですか。そういう点はどのようふうに——もう御承知だと思ふんですが、どうですか。

○政府委員(宮地茂君) 多少時間もかかりますので、かいつまんで申しましたが、具体的に申し上げさせていただきます。

で、先ほど申し上げました十二月二十日の、委員の選考について根本的な疑義があるという点、これは私どももいたしましてはどういうことであるかと考えましたし、またこういう問題につきましては、学術審議会の御答申をいただく前に中間答申というものも出ましたし、その前後におきましては学術会議の御意向を相当くんだ答申になつておるわけでございます。で、最後に御答申と学術会議との間の意見が満たされていなかったのは、これは朝永会長からのお話でわかつたんですが、具体的な書類にはございませぬが、その点を申し上げますと、学術会議としては文部大臣に委員を推薦する場合必ず順位をつける。その順位を、極端に言えば順位どおりということですが、最大限順位を尊重してもらいたい。それから、二段審査をするならば二段審査委員と一段審査委員を分けて、個々に自分らの考える委員を推薦したい、その順位は尊重してもらいたい、まあこういうことではございませぬが、答申の趣旨はあまり、文部大臣が責任を負つておるならば文部

大臣が納得のいくような任命をすべきではないか。で、優先順位をつけてもらへども、文部大臣の責任において理由があればそのプライオリティーを変更してもよいではないか。それが文部大臣が任命権について責任を負うゆえんではなからうか。学術会議は学会に責任を負うとおっしゃいます。文部大臣としては国民に責任を負わなければならない。科学研究費はこれは学者の御意向を尊重して、学者でお分けになるのはいいけれども、文部大臣としては、国民の税金がその財源であるから、学者の御意向を尊重するとともに、最終的には国民に責任を負わなければならない。こういう立場で任命権の所在はつきりし、責任の所在はつきりしたい。これは文部大臣、文部省もそうでございますが、審議会の経過もそういうことでございます。それで、学術会議といたしましては、それでは困るので、一段審査と二段審査をするならばともよいが、別々に名前を書いて持つていく、まあ文部省としてはそういうことは運用上の問題ではございませぬでしょうか。

いろいろお話し合ひもいたしました。その辺の確答が得られない以上といたつたようなお考えもあつたんだと思ひます。

まあ、そういうようなことで、茅誠司さんが学術審議会の会長でございますが、いわゆる茅提案といたつたようなものをお出しになつて、学術会議がそれほどおっしゃるならば、一段審査、二段審査委員を別々にして、そして序列もつけて申し出なさい、それでそれについて順位を変えようがないわゆる茅提案、茅提案とかわれておるようなものが出たわけでありませぬ。しかし、その場合には、それはやはり茅提案はのまらなかつた。で、それは前に言つておられたことからはいいますと、文部省は言ひませぬが、茅先生のほうで調停をされたのは学術会議が言つておられたとほぼ一〇〇%に近い趣旨の調停でしたが、それがのまらなかつた。その段階での理由は、学術会議としては、ことしの初めでしたか学会、協会に意見

を聞いておるのだから、それを待たなければ態度も決定できない問題であるというので、茅提案がのまらなかつたというふうな承知いたしておられます。そういう意味で、最初学術会議のおっしゃるのと最近のものは多少ニュアンスが違つておるといふことを申し上げる次第でございます。

○松永忠二君 私はね、それだけあなたがこまかくいろいろのことを申されるということになれば、これはやっぱりその学術会議の人々の意見等を聞いてみないと、こういうような公の席で一方的にあなたの御意見だけ聞いて、それでいいとするわけに私はいかぬと思ひます。これは、これは後ほど理事会でひとつ御相談をしてください、この問題は。

で、まあいろいろの御意見、何も片方が全部悪くて片方が全部いいというふうなことを言うわけではありませぬ。しかし、まあ百二十人という数は少ないから数多くしたという話だけでも、一つの部門についていへば二、三人程度だ。それよりは、百二十人で一人で部門を担当しても、結局自分一人で審議できないから、歸つて学会の意見をみんなに聞いて、持ち寄つてきて話をする。そうすると、今度の案でも最終的に五、六十人で会議できると、こう言つておられるけれども、ほかの学会のことがわからない人が五十人集まつて、そうしてその会議でものをきめると言つたつて、なかなか容易なことじゃないと私は思ひます。だから、学会というものが民主的であるかどうかというにはまた問題あるとしても、決して従来数が少なかったから特定な人が特定な考え方でやつたんじゃないかと、学会へ持ち帰つて学会の多数の意見を聞いておるというふうな、向こうから言われればいろいろ意見も出てくるように思ひます。

にして学術会議が推薦をしたところが、その人を抜かしてしまつて、そしてやつたという、そういう事例もあつたので、また再びそういうことがありはせぬかというふうな心配もあつたということとを言われているわけなんです。

私はいろいろ文部省の立場を言われていることもわかりませぬけれども、やはりこういう問題は、これだけ学術会議が学会の代表を集め、あるいは総会等で回を重ね、あるいは特に学術審議会の茅さんあたりがあつておつてもそれはうまくいかなかつたというふうなことになる、そう簡単な内容のものでもなからうというふうに思ひます。

そこで、文部大臣に少しお聞きしたいのですが、文部大臣はこの問題についてどういうふうな立場というか、やり方をおとりになつてこられたんでしようか。

○國務大臣(渡尾弘吉君) 文部省としましては、先ほど来御説明いたしておりますように、科学研究費の配分の方法の改善について学術審議会の御答申もいただきましたし、それにはいろいろその間において検討はなされたことと思ひます。その答申の趣旨を尊重いたしまして、これを実行に移したいという考えのもとに、そのような説明をいたしまして予算をきめることもできたわけでございます。そういうことでありますので、私どもとしましては、この改善せられた案について学術会議の御支持のもとにこれを進めてまいりたいという考え方で終始しておるわけでございます。

○松永忠二君 文部大臣はそういうふうな立場でただ言われるのじゃなく、学術振興会の審議の際にもいろいろ問題が出て、「文部大臣は、振興会の組織及び業務の運営に関し、日本学術会議と緊密な連絡を図るものとする。」というふうなこと……。

○政府委員(宮地茂君) それは振興会……。

○松永忠二君 振興会。だから、振興会と学術会議の緊密な連絡をとるのは文部大臣の責任でしよ

のように思っておりまして、その案がどうい
うことになるかと思っておりますが、こ
れも学術会議からお断わりが来た、こういうこと
でございますので、あの案ですらお認めが願えな
いということになれば、文部省としてもちよつと
考えようがない、こういうふうな心境に到達いた
したのであります。しかも、一面から申し上げますと
いうと、あまり遅延は許されぬ問題でございます
ので、学術審議会の方々に御報告申し上げます
して、文部省の今回とりましたような態度でもつ
て進むことにいたしましたわけでございます。

ただ、しかし、こういう問題について、私は私の
心持ちを先ほど率直に申し上げましたが、こんな問
題で何もそうかたくなりになる必要もないので
はないだろうかというふうな気持ちも実はいたし
ておるわけでありまして。われわれのほうに何か考
え違ひの点があれば、その点は反省するにやぶさ
かじやございませぬけれども、気持ちからいへば、
率直に申し上げような態度であります。しかも、そ
れでもかたがたな先生の家ですらお取り
上げが願えないというのでは、一体どういふわけ
なんだろうかということをごちから思わざるを得
ないような気持ちがございます。

しかし、大事な国家の機関であります。われわ
れといたしまして、学術会議と衝突するようにな
るとは望まぬことではございませぬが、今年は
いたしかたがなくいまのような状態で進みますけ
れども、十分にまた時間をかけてお話し合ひもす
れば御了解をいただけるのじやなからうかと、こ
のような気持ちをもつて明年に対処いたしたい
と、そう存じております。

○松永忠二君 大臣のお考えはわかりました。し
かし、私はこの程度のことではなれないのか
というのを考える場合には、いままでいろいろ
な問題を通して誤解を受けたら危惧を抱かせる
ようなことが、全然なかつたわけでありませぬ
ないかというふうな感じもするわけでありませぬ
特に文部省のやつておる仕事の中で、全然条件を
違えて考えれば、別にそれほど、取り上げるほど

の措置ではないというふうな事情があつても、事
実上従来の事例から考えてみて類推するといふよ
うな形で判断する場合はなかなか私はあると思
うのです。だから、やはりこの程度のことならぬ
ほうが当然だといふお考えになるのと一緒にお
の程度のことでは疑義を抱かせるということ
は、従来のやり方についてやはり少しは反省する
といふような点があるであつてもいいと思ふ。文部
大臣としていままでの御見解を述べられたこと
を別にとやかく私には言うわけではありませぬけ
れども、私には大臣がこの程度のことと考えられ
ものがいわゆる支障が出てくるということにつ
いては、やはりどこかにそれを解釈を異にしてや
るような要素もそこにあるのだといふことを考え
たいといふこと、それからなお、ことしはま
あこのとおりやりますといふお話でございまし
たけれども、なおひとつ十分に今後の支障になら
ないような方策について努力をいたさなければ
要望して、この問題については私は質問を終わ
ります。なお関連があるようですか……。

○小野明君 受託研究費の問題について松永先生
の質疑がなかつたので、この問題についてちよつ
とお尋ねをしておきたいと思ふのですが、これは
歳入の項目でしたか、その中にもあがつてお
りまして、今年度の予算歳入の基礎になつてお
るものと実際入るものとどれくらいの見通しを
つけておられるのですか。

○政府委員(井内慶次郎君) 答えたいと思
ふ。四十年、四十一年、四十二年、既往年度を見
ると、大体一億四、五千万の予算に對してしま
つて、従来は経緯ですと、年間を通じて二千万円
前後が予算よりも大体ふくらんでくるような経
緯なんです。それで、予算を組みますとき、でき
るだけ受託研究費の受け入れは、どの大学のどの
会社から幾ら入ってくるか、歳出予算に幾ら計上
するか、その内訳を明らかにして予算計上を一
応はか
ります。そうして見込みがたつき入りますと、こ
う

弾力条項の適用といふことをやつてまい、こ
う

いふふうなことをしております。
なお、この受託研究の中には、広い意味で使
います受託研究と狭い意味での受託研究とありま
す。狭い意味での受託研究以外に病理組織の検
査、いわゆる検査を頼む場合がございませぬ。そ
ういふ場合は、たとえば百三十歳入として百歳出
予算に計上する。それから、百として百計上する
のと、百三十として百計上するのと、歳入と歳出
の関係は二様に相なつております。

○小野明君 検査とか病理検査というふうなものは、
これは当然のものでありますから、それは別
にいたしました、実際は大台をなしている会社等
の委託が私に問題だと思ふのです。なるほど、申
請されたものは厳正に経理を行なわれていると思
うのですけれども、申請された以外に一体どれく
らあるのかというところが私は問題だと思ふので
すね。大学自体で金を扱わないことになつてい
るわけですから、その辺はしかし、報告のないも
のは処理のしようがないのじやないか、こういう
御意見も成り立つわけですね、それがス
ムーズに申請をされるような態勢という措置をや
はりとならなければならぬのではないかと、いまま
さか文部省が申請されたもの以外にはない、こ
ういふことは断言はできないですね。ですから、そ
ういふことがないような措置といふものを、一体ど
ういふにお考えになつておられるか、それをお尋
ねしておきたいと思ふのです。

○政府委員(井内慶次郎君) ただいま小野先生の
御指摘の点は、さきの予算分科会で御指摘をいた
だいた点でございませぬけれども、昨年の秋以来、
いわゆる教官の別途経理あるいは教室での別途経
理をなくしていくのだという取り扱ひ方につきま
しても若干の改善を加へまして、鋭意努力をいた
しておるところでございませぬが、御指摘のよう
に、本来受託研究費として歳入にとり歳出予算に
計上して経理すべきもので、特別会計に公に入り
公に支出するということになつていないものがま
だあると私も思つております。それで、この点に

つきましては、受託研究費として受け入れて受託
研究費として支出することが、何か外部から入
ってくる研究費が使いにくくなるというふうな印
象とか、そういう点も正直あるかと思ひます。そ
れで、文部省といたしまして、各大学の受託契
約を結びますのは事務局長でございませぬが、事
務局長等とも目下相談をさらに行つてお
るが、受け入れまして使えるようになるまで、正
直昨年までは二カ月なり三カ月を要するといふ
ふうな不便な点もございまして、それで歳入が入れ
ばすぐ歳出が使えるように、できるだけ文部省か
らの予算の配賦も大体見当をつけて、ワクだけ
きるだけ早くしておいて、歳入をとつたらすぐ歳
出が切れるように、そういうふうな改善もして
おくべきではないか、そういう点、いろいろ私
もいたしまして特別会計の中にありますこ
の受託研究の制度がほんとうに安定しな
いままに、いろいろ研究を進めなければ
ならぬ、かように存じております。

○委員(中村善四郎君) 関連ですから、ひとつ
簡潔にお願いします。

○小野明君 それで、そういうしきたりとい
ふか、まああまりよろしくない事だと思
ふけれども、そのことのために、やはりその間に
生じた発明とか特許とか、そのものの帰属
というものが問題になつてくるのではないかと
思ふのです。それで、その辺の、たとえば受託研
究の場合の発明とか特許といふものは、これは一
体どうなるのか。あるいはその他のものは一体ど
うなるのか。その辺の扱ひは一体どうなつて
おるのですか。

○政府委員(井内慶次郎君) 受託研究の場合の扱
いでございませぬが、私も各大学に、研究を
受託されて経費を受け入れてやります場合には、
幾つかの点を留意事項として示しております。そ
の際に、いま先生御指摘のように、特許権を生
ずるとか、こういう場合には、その特許権が委託者
のほうに行つてしまふような条件で受け入れては
いけませんよと。あくまでも国立大学の教官の研

究

究ですから、何らかの意味で国の研究を使い、国の設備等使わせていただきます。したがって、公の歳入に入れ公に支出いたします研究でございます。その特許等の権利は当然国であるという点は条件として明らかにしなければいけません。そういう私どもの指導をいたしております。

○小野明君 最後に、しかし、そういうふうにおやりになるとしても、特許というものは個人に帰属するものですね。それをやはりどう規制をしていくのか、この辺がやはり当然問題になってくると思います。その辺の扱いはどうですか。

○政府委員(井内慶次郎君) 特許関係の問題につきましては、国立大学の教官が行ないます研究から発生する特許の扱いで検討すべき非常に多くの問題がございます。それで、御承知のように、特許法の関係で大学のほうで勤務規則を制定いたしておりまして、ある研究をやりました結果発生した特許が、特許権の行使が国のほうに参るような勤務規則をつくっておるところとつくっていないところが大学としてございます。それで、つくっていないところにつきましては、特許が発生しましたときに、それを国のほうにその教官が寄付するというやり方でおる大学もあるのでございます。それから、勤務規則を制定するかどうかにつきましては、現在のところは大学の判断でやらしておるようなかっこうでございます。ですから、勤務規則をつくっておる大学とつくっていない大学がまず第一にある。それから、勤務規則のない大学の場合に、教官がその特許等を国に寄付するというやり方が行なわれておるところと、そうでないところがある。そこに二つの問題が介在いたしております。それと、もう一つは、特許等を得ました際に、その教官に對しまして国費をもちまして若干の補償をいたします。その金額が、現在の金額で妥当であるかどうか、この点も正直いってあるかどうかと思っております。

そこで、ただいま、昨年の秋、受託研究費で非常

常に問題がありまして、国立大学協会と文部省で構成いたしております特別会計制度協議会で、どうやって受託研究費の扱いを改善するかという御相談を申し上げて、それに基つきます若干の省令改正等もいたしましたのでございますが、その際に特別会計制度協議会でも、どうしてもこの問題に特許問題にも関連する、したがって、特許の問題を引き続き検討しようじゃないかということにいまなっております。文部省といたしましては、特別会計制度協議会で検討いたしますと同時に、先ほど来、大臣あるいは大学局長からお答えございました学術審議会という審議会ができておりますので、この問題はやはり学術審議会が正式に取り上げていただくほかにいんどうかということ、これから本格的な検討をいたそうというような状況でございます。

○委員長(中村喜四郎君) 速記ストップしてください。
〔速記中止〕
○委員長(中村喜四郎君) 速記をつけて。
暫時休憩いたします。
午後四時五十三分休憩
午後六時四分開会

○委員長(中村喜四郎君) ただいまから文教委員会を再開いたします。
あすは、本会議終了後質疑を続行いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後六時六分散会

四月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、教育公務員特例法の一部を改正する法律案
教育公務員特例法の一部を改正する法律案
教育公務員特例法の一部を改正する法律案
教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。
第二十五条の四を次のように改める。

(国立学校の教員の教職特別手当)
第二十五条の四 国立の小学校、中学校、高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学校、中学部及び高等部(第二十五条の七において「義務教育諸学校等」と総称する。)の教員(俸給の特別調整額を受ける者を除く。)には、当分の間、その勤務の態様の特殊性に基つき、その者の俸給の月額並びにこれに対する調整手当及び暫定手当の月額の合計額の百分の四に相当する額の教職特別手当を支給する。
2 前項の教職特別手当に關し必要な事項は、人事院規則で定める。
3 第一項の教職特別手当の支給を受ける者については、一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十六条及び第十七条第二項の規定は、適用しない。
第二十五条の五に見出しとして「公立学校の教育公務員の給与」を附し、同条を第二十五条の六とし、同条の次に次の一条を加える。
(公立の義務教育諸学校等の教員に關する読替え)

第二十五条の七 公立の義務教育諸学校等の教員については、当分の間、地方公務員法第五十八条第三項本文中「第二條、第二十四条第一項」とあるのは「第三十三條第三項中「第十六号」とあるのは「第十二号」と、「労働させることができる」とあるのは「労働させることができる。この場合において、公務員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない」と読み替えて同項の規定を適用するものとし、同法第二條、第二十四条第一項、第三十七條と、「第五十三條第一項」とあるのは「第五十三條第一項、第六十七條第二項」と、「規定は」とあるのは「規定(船員法第七十三條の規定に基く命令の規定中同法第六十七條第二項に係るものを含む。）」と読み替えて同項の規定を適用するものとする。

第二十五条の四の次に次の一条を加える。
第二十五条の五 前条に規定する事項は、一般職

の職員の給与に關する法律第二條第三号の規定による人事院の勧告に係る事項に含まれるものとする。
附則
1 この法律は、昭和四十四年一月一日から施行する。

2 当分の間、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四條第二項、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一條及び地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二條第三項中「時間外勤務手当」とあるのは「教職特別手当、時間外勤務手当」と、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第四條第二項中「超過勤務手当」とあるのは「教職特別手当、超過勤務手当」と読み替えるものとする。

第十号中正誤

ハ	段	行	誤
ニ	二	〇	教育
三	一	末	教員
ハ	一	三	構制
ニ	二	〇	編制
ニ	二	〇	流出

流失